

第十九章 印章偽造ノ罪

第六十四條 行使ノ目的ヲ以テ御璽、國璽又ハ御名ヲ偽造シ

タル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

御璽、國璽又ハ御名ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造シタル御璽、國璽
又ハ御名ヲ使用シタル者亦同シ

御璽とは天皇の御印、國璽とは日本帝國の印、御名とは天皇の御名であることは前に説明した。さて行使の目的を以て是等の物を偽造した者。不正に使用した者。偽造した是等の物を使つた者は二年以上の懲役に處せられる。

御璽國璽又は御名の使用とは即ち之を押捺し又は書くことで不正の使用とはそれを使用する権限の無い者が押捺又は記入することである。其職にある者が、御璽國璽を押捺し又は御名を記すのは、正當の行爲であつて決して罰せらるべきもので無い。舊刑法に所謂官印盜用罪とは此事である。

第六十五條 行使ノ目的ヲ以テ公務所又ハ公務員ノ印章

若クハ署名ヲ偽造シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

公務所又ハ公務員ノ印章若クハ署名ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造シ

タル公務所又ハ公務員ノ印章若クハ署名ヲ使用シタル者亦同シ

これは前條と同じ文體であるから、前條の説明を見れば了解する。即ち

(一) 行使の目的を以て、公務所又は公務員(即ち公吏、官吏、法令に依り命ぜられた議員、委員等)の印章若くは署名を偽造した者

(二) 公務所又は公務員の印章若くは署名を権限無くして使用した者即ち不正に印章を捺し署名をした者

(三) 偽造した公務所又は公務員の印章若くは署名を使用した者

以上三種の罪の中一つを犯した者は三ヶ月以上五年以下の懲役に往かねば成ら

ぬ。

公務所、公務員の説明に付ては尙第七條を参照して貰ひたす。

第六十六條 行使ノ目的ヲ以テ公務所ノ記號ヲ偽造シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

公務所ノ記號ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造シタル公務所ノ記號ヲ使用シタル者亦同シ

行使の目的を以て

- (一) 公務所の記號を偽造した者
 - (二) 公務所の記號を不正に使用した者
 - (三) 偽造した公務所の記號を使用した者は三年以下の懲役に處せられる。
さて公務所の記號と云ふことに就て、一言せねば成らぬ。公務所の記號とは、即ち『役所のしるし』とも稱すべきもので、今、一二の例を擧げて見ると
- (一) 圖書館の藏書などに用ひる記號

- (二) 山林局などで拂下の材木などに押用する諸種の記號
 - (三) 船舶とか人力車輛とかに押す烙印
- こんなものである。

舊刑法に於ても之を官印偽造罪の一部として規定してあつた。

第六十七條 行使ノ目的ヲ以テ他人ノ印章若クハ署名ヲ偽造シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

他人ノ印章若クハ署名ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造シタル印章若クハ署名ヲ使用シタル者亦同シ

これは舊法に所謂私印偽造罪で、此場合も矢張三つに分れる。即ち行使の目的を以て(一)他人の印章若くは署名を偽造した者(二)之を不正に使用した者(即ち刑無くして押捺又は記載したもの)(三)偽造した他人の印章若くは署名を使用した者、以上三つの者は三年以下の懲役に處せらる。

さて他人の印章若くは署名とはどんなものであるか、他人とは果して實在する人であることを要するか。之に就ては色々の説があるが、自分の他の人の印章若くは署名でさへあれば、例令其人が事實世の中に居ない人であつても、苟くも其印章若くは署名が本當のものであると思はれる以上は、本條の罪を構成する。

それから又他人の印章であればどんな印章でも偽造罪が成立するかといふと、これは直接間接に權利義務に關するもので無ければ、罪に成らぬ。例へば彼の文學者が落款などに使ふ『竹堂の印』とか『天倪の印』とかいふ様な印章は、之を偽造しても決して罪に成らないものである。

偽造といふこと變造といふことに付ては、前に之を屢々説明したが、更に此場合に付て説明すると、

偽造とは權利無くして他人の名義を偽つた文書を作ること、假令其名義が死んだ人又は事實世の中に無い人のでも矢張文書の偽造といふことに成る。

變造とは眞正の文書の内容を増減變換して其證據力を變更せしめることといふ。

即ち或證書に一萬圓とあるのを二萬圓とし、六月四日と書いてあるのを五日と變へる類である。即ち要するに偽造とは新に造る場合、變造とは前から存在するものを變へる場合である。

第六十八條 第六十四條第二項、第六十五條第二項、第六十六條第二項及ヒ前條第二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

これは一御璽、國璽又は御名。(二)公務所又は公務員の印章若くは署名。(三)公務所の記號。(三)他人の印章若くは署名を不正に(權利無くして)押用した場合、及び(四)偽造した御璽、國璽又は御名(五)偽造した公務所又は公務員の印章若くは署名。(三)偽造した公務所の記號(四)偽造した他人の印章若くは署名を使用した場合は、未遂の時でも之を罰することを定めたもので、此場合は押捺若くは記入と同時に犯罪が既遂と成るものである。だから即ち印章使用罪の未遂とは、印影を押捺する爲め肉池に其印章を着けた刹那、署名する爲に筆に墨を含ませた刹那から、押捺若くは記入を終る迄の間の状態である。即ち此状態に於て發覺したものが印章偽

造罪の未遂犯である。

第二十章 偽證ノ罪

第六十九條

法律ニ依リ宣誓シタル證人虚偽ノ陳述ヲ爲シタルトキハ三月以上十年以下ノ懲役ニ處ス

證人として裁判所から呼出された者は、宣誓の義務がある。宣誓とは裁判官の尋問に對して何事をも秘さず、何事をも附加せず良心に従つて有の儘を陳述することを誓ふ一種の形式で、此宣誓をした者は本當のことを陳述する義務がある。證人といふものは事件の眞實を知る爲、裁判所の調の足らぬ所を補ふ爲の目的に出でたもので、證人の一言一行は被告人又は民事訴訟關係人の上に、大變な影響を及ぼす者である。然るに其證人が虚偽の陳述即ち

- (一) 無一事を構つて申立て、又は
- (二) 有る事を隠して

訴訟關係者を庇ひ、又之を罪に陥れる様な證言を爲すに於ては實に由々しき大事である。即ち刑法は斯る偽證者に對して前掲の罰を定めたのである。

第七十條 前條ノ罪ヲ犯シタル者證言シタル事件ノ裁判確定

前又ハ懲戒處分前自白シタルトキハ其刑ヲ減輕又ハ免除スルコ

トヲ得

前條の罪即ち偽證の罪を犯した者が、其證言した事件の裁判が確定する前、又は懲戒處分のある前に、自分の證言が全く偽の事であつたことを白狀した時には、特別に其刑を軽くし、又は免して貰ふ事が出来る。

これは即ち事件の眞實を求めるといふ趣意に出でたもので、犯人が宣誓を破つて虚偽の證言を爲し、不正に被告人を庇護又は陷害した行爲は、惡むべきであるが自白があればそれで眞實が了解する。眞實の事が了解れば、それで證言の目的が達せられたのである。

即ち成る可く眞實を言はず爲且つ手續を迅速にするが爲に此條文は設けられたので、被告人の裁判確定前、懲戒處分前に、本當の事を申出さへすれば、一旦偽證をしても、減輕又は免除するとしたのは、適當な立法といふべしである。

第七十一條 法律ニ依り宣誓シタル鑑定人又ハ通事虚偽ノ鑑定又ハ通譯ヲ爲シタルトキハ前二條ノ例ニ同シ

鑑定人とは罪の性質、方法、結果等を明らかにする爲訴訟に關係ある事物を學術又は職業に因つて鑑定することを命ぜられたもので、一例を挙げれば、或犯人が人を殺した場合に、其者は果して常識を以て居る者であるか又は一種の發狂者であるかの鑑定を醫者に命ぜられる様なものである。

又通事とは犯人が外國人とか啞とかで、外國語又は手眞似て無ければ了解らぬ様な場合に、裁判官と夫等の者の間に立つて通譯即ち言葉の取次をする者である。さうして是等の鑑定人の鑑定、通事の通譯等は前の證言の場合と同じく、裁判

上に大なる利害關係を持つて居る者であるから、其眞實を保つ爲、虚偽の鑑定又は通譯をした者に、偽證の場合と同様の罰を加へることを定めたのである。(裁判確定前又は懲戒處分前の自白があれば其刑を減輕、免除されることも亦偽證の場合と同様である)

第二十一章 誣告ノ罪

第七十二條 人ヲシテ刑事又ハ懲戒ノ處分ヲ受ケシムル目的

ヲ以テ虚偽ノ申告ヲ爲シタル者ハ第六十九條ノ例ニ同シ

本罪はリストの言ふが如く、司法權に對する罪であつて、或人を罪にせんが爲無い事を構へて官衙に告訴又は告發をした者は第六十九條偽證の場合と同じく、三月以上十年以下の懲役に處せられる。

さらば人を罪にする積であれば、どんな人の事を誣告しても本條の罰を受けるかといふと、となな事があつても罪に成らない者即ち例之十四才未滿の子供が罪

を犯したと言つて偽訴した場合の如きは、決して本條の罰を受ける限で無い。

それから又本罪は、誣告者が自ら進んで偽訴した場合で無ければ成らぬか、又官吏から問はれて偽の答申をした場合も含むか、申告といふ文字の上から解釋すれば、これは矢張前の場合のみに限ると見ねば成らぬ。罪に成らぬこと即ち官吏の私行などを偽訴しても又本罪を構成しない。

第七十三條 前條ノ罪ヲ犯シタル者申告シタル事件ノ裁判確定前又ハ懲戒處分前自白シタルトキハ其罪ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

前條の罪を犯した者、即ち人に刑事上の處分又は懲戒處分を受けさせる積で虚偽の告訴發を爲た者が、若し其事件の裁判が確定する前又は懲戒處分に成る前に、自分の嘗て爲た告訴發が虚構の事であることを白狀して出た者は、其刑を輕め又免すことが出来る。

これ又偽證罪の場合と同様で、自白者に減輕又は免除の特典を與へて、成る可く誣告者の自白を促す爲の手段である。

裁判確定前といふから、確定しない前でさへあれば、一番は勿論、訴訟が控訴審、上告審に繫屬して居る場合にも、自白者は減輕又は免除を受けるのである。舊法には誣告者が被告人の推問前に自首した時に本刑を免すことのみを定めて減輕の場合を定めて無し。

第二十二章 猥褻姦淫及ビ重婚ノ罪

第七十四條 公然猥褻ノ行爲ヲ爲シタル者ハ科料ニ處ス

公然猥褻な行爲を爲た者は科料に處せられる。公然とは俗にいふ「おぼびら」といふことで、右の如く人の前をも憚らず猥褻な行爲をした者は、例一人としても、又二人でも、夫婦の間でも、苟くも、人が見て厭な感（いやかん）を起すやうなことを爲た者は、凡て罰せられるのである。これは主として風俗を取締る爲の規定で、猥褻の

行爲といふことの解釋は、時と處とに依つて違はねば成らぬ。例之外國で男女が接吻するといふことは決して本罪を構成しないが、風俗の違ふ日本では、接吻を公然人の前ですれば本罪を構成することに成る。殊に我國現今の如き新舊思想の過渡時代に於ては、かういふ程度上の問題は、頗る解決に苦むところである。

第七十五條 猥褻ノ文書、圖畫其他ノ物ヲ頒布若クハ販賣シ

又ハ公然之ヲ陳列シタル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ所持シタル者亦同シ

本條に依れば左の者が罰を受ける。

- (一) 猥褻な文書、圖畫其他の物を世の中に頒布したもの
- (二) 之を賣つたもの賣る積で持て居る者

(三) 公然之を陳列したるもの

公然陳列するとは、之れ等の猥褻物を人から見える處に列べることで、外の願

布めた者や賣つた者は、之れは秘密に行つても罰せられるが、陳列した者は、之れを秘密なところに陳列してあれば、決して罪に成らない即ち公然に行つた場合だけが罰せられるのである。併し秘密といふことはつまり一人に見せないといふことと警察の眼を忍んで、之を方々の人に見せる爲に陳列すれば、無論罪に成るのである。併し猥褻の文書圖畫といふことも前條と同じく時と處に依つて違ふ問題で、決して一定したものでは無い。

第七十六條 十三歳以上ノ男女ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ以テ猥褻ノ行爲ヲ爲シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス十三歳ニ滿タサル男女ニ對シ猥褻ノ行爲ヲ爲シタル者亦同シ

此條に依れば

- (一) 十三才以上の男女に對して暴行又は脅迫を以て猥褻な行爲を爲した者
- (二) 十三才未滿の男女に對して猥褻な行爲を爲した者

以上二の場合には六月以上七年以下の懲役に行かねば成らぬ。

さて、一つ茲に注意すべきは、十三才以下の男女に對して猥褻な行爲を爲た者は凡て罪に成るが、十三才以上の者に對しては、暴行又は脅迫を以て爲た時で無いと罪に成らぬことである。

暴行とは即ち俗にいふ「力づく」といふことで、對手の抵抗出來ぬやう亂暴な行爲を爲る場合、脅迫とは人に害を加へると言つて怖れさす場合のことで、此暴行又は脅迫を以て十三才以上の男女に猥褻な行爲をした者が罰せられるのである。

第七十七條 暴行又は脅迫ヲ以テ十三歳以上ノ婦女ヲ姦淫シ

タル者ハ強姦ノ罪ト爲シ二年以上ノ有期懲役ニ處ス十三歳ニ滿タサル婦女ヲ姦淫シタル者亦同シ

暴行即ち(力づく)で十三才以上の婦女を姦淫した者、又は害を加へるといつて脅して無理に十三才以上の婦女を姦淫した者は、強姦の罪といつて、二年以上の

有期懲役に處せられる。即ち本罪は暴行脅迫といふことが罪の基であつて、女が心から承知した場合には罪に成らない。だから若し強姦者は暴行脅迫で以て姦淫しても、相手が之れを暴行脅迫と感じなければ、即ち和姦で、本條の罪では無い。それから強姦罪は女にもある。女が男の淫行を助ける爲に、暴行脅迫の一部に加勢したならば、矢張それは強姦罪の共犯である。十三才に満たない女を姦淫した者は、暴行脅迫を用ひなくとも罪に成る、これは抵抗の出來ない幼者を保護する爲の法律で、此場合は假令相手が承知をしても強姦と同じことに成るのである。夫婦の間には強姦罪が無い。

第七十八條 人ノ心神喪失若クハ抗拒不能ニ乘シ又ハ之ヲシ

テ心神ヲ喪失セシメ若クハ抗拒不能ナラシメテ猥褻ノ行爲ヲ爲シ又ハ姦淫シタル者ハ前二條ノ例ニ同シ

人の心神喪失とは例へば魔酔樂を飲まされて居るとか、氣が狂つて居るとか、

又は酒に酔つて前後不覺に成つて居るとか、そんな場合のことで、抗拒不能とは例之病氣で動けないやうな場合のことである。

かういふ心神喪失若しくは抗拒不能の場合に乗じて人に猥褻なことをした者又は之を姦淫した者は、前の強姦の場合及び猥褻の罪の場合と同じく、三年以上の懲役又は六月以上七年以下の懲役に處せられる。

それから又薬とか酒とかを用ひて人の氣を失はせ(即心神喪失)又抗拒出來ないやうにして(即抗拒不能)猥褻な行爲を爲し又は姦淫した者も、矢張同じ罪に成る。即ち猥褻な事をした者は六月以上七年以下、姦淫した者は、三年以上の懲役に處せられるのである。

第七十九條 前三條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

前三條即ち

- (一) 十三才以上の男女に對し暴行又は脅迫を以て猥褻な行爲を爲した者。
- (二) 十三才未満の男女に對して猥褻な所爲をした者(百七十六條)

(二) 暴行又は脅迫を以て十三才以上の婦女を姦淫した者。

十三歳未満の婦女を姦淫した者(百七十七條)

(三) 三人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じて猥褻な行爲を爲し又は姦淫した者。

人の心神を失はせ若しくは抗拒の出來ないやうにして之に猥褻な事を爲し、又は姦淫した者(百七十八條)

右に列擧た事柄を爲した者は、假令其行爲を行つて遂げないでも、罪に成るのである。

第八十條 前四條ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

前四條の強行猥褻罪、強姦罪及び之れ等の未遂罪は、其害を受けた者とか其親族とかの告訴があつてから、始めて裁判に懸けることに成る。

これは何故かといふと、斯ういふ害を受けた者は、非常に之れが世間へ知れることを耻辱とする。だから隨つて自分の名譽を保つ爲に其事を公然に爲ることを好まない人の方が多い、法律は即ち其情を酌んで、加害者を所罰するや否やを、

一に被害者側の自由意思に任せたのであつて、これは法律學上に所謂親告罪の一つである。

だから前記の害を受けた者は、若し此事を顯はせば自分の耻に成るから訴へま
いと思へば訴へなくともよいし、自分の耻を曝しても彼奴を罰して貰ひたいと思
へば、訴へて出ればよい。併し本人側の訴が無ければ裁判所で假令知つて居ても
其害を加へた者は決して罰を受けないのである。

第八十一條 第七十六條乃至第七十九條ノ罪ヲ犯シ因テ
人ヲ死傷ニ致シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

第七十六條乃至第七十九條の罪とは、強行猥褻罪、強姦罪、心神喪失若く
は抗拒不能者に對する猥褻、姦淫の罪のことで、是等の罪を犯して、それが爲に
人を死なしたり傷をさしたりした者は、無期懲役、又は二年より上の懲役に處せ
られる。

此場合に於ては、害を受けた者即被害者の意思如何に拘はらず、檢事の方で、

之を公訴する。

前條の場合には、被害者に訴を任せてあつて、何故本條の場合ばかりは、被害
者の告訴を待たず、行ふのかといふと、これは全く前條の場合とは節操に對す
る罪に止つたに拘はらず、本條は其犯罪の結果として人を死なし又傷けるといふ
重大な事件が加はつて來たからである。即ち此場合は被害者の名譽を保つより
も國家の公益の爲に斯の如き加害者を罰する必要があるからである。

第八十二條 營利ノ目的ヲ以テ淫行ノ常習ナキ婦女ヲ勸誘シ
テ姦淫セシメタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ
處ス

本條の罪は

- (一) 一利を營む目的を以て
- (二) 淫行の常習無き婦女を勸誘め

三)之を姦淫せしめた時

に成立する。これは主として彼の待合茶屋などが無垢の處女を勧誘めて、思ふはしい行為をさせることを罰する規定で、淫行の常習無婦女とは、從來そんな汚れた行為を爲たことの無い者は勿論、假令多少不品行な女であつても、淫行を以て一種の營業の様に居ない者をも含んで居る。即ち其婦女が始めから承知して居つた場合でも、無理強に勧められた場合でも、どちらでも兎に角さういふ淫行の常習無婦女を勧めて、姦淫せしめた待合茶屋とか何とかの不埒な者共は、皆三年以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處せられるのである。

第百八十三條 有夫ノ婦姦通シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處ス其相姦シタル者亦同シ

前項ノ罪ハ本夫ノ告訴ヲ待テ之ヲ論ス但本夫姦通ヲ縱容シタルトキハ告訴ノ效ナシ

これは姦通罪に對する罰を定めたもので、夫有る婦が夫以外の男と姦通したときには其婦は勿論のこと、其相手の男も又一緒に二年以下の懲役に處せられる。此夫は内縁の夫をも含むかどうか、これに就いては種々議論があるが、予は民法上の夫即ち區役所へ届出た夫で無ければ、本罪を構成しないといふ説に賛成する。

それから又此姦通罪は親告罪の一つで、夫が訴へて出なければ、之を罪に爲ない。夫の告訴があつて、始めて検事が公訴を提起し、裁判と成り處刑と成るのである。が併し前に夫が姦通を縱容したときには、後に成て訴へても効が無い。彼の始から姦通を縱容して置いて、後に之を告訴すると脅す所謂「美人局」なるものは、更に告訴の効が無いのみならず、却つて脅した者が恐喝罪に成るのである。

第百八十四條 配偶者アル者重ネテ婚姻ヲ爲シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處ス其相婚シタル者亦同シ

これは舊刑法に所謂重婚罪で、即ち配偶者の有る男又は女が、二重に婚姻を爲

た時、言ひ換ふれば二人の夫又は二人の妻を持つた時には其婚姻の相手諸共二年以下の懲役に處せられる。こんな事は戸籍法の完備した今日、餘り存在せぬ問題であるが、つまりこれは前の配偶者を捨て、まだ其結婚が解消せぬ中に、他の者と結婚した場合、此場合には重婚罪が成立するのである。

併し無届の婚姻即ち内縁は法律上無効であるから、例之内縁の夫が其内縁の妻を捨て外に妻を娶つた處で、それは重婚罪が成らぬ。

又重婚の罪は第二の結婚の届出だけで罪に成る。即ち届出た以上は假令其男女が同棲しなくとも本條の罪を犯した者として罰を受けるのである。

第二十三章 賭博及ヒ富籤ニ關スル罪

第百八十五條 偶然ノ輸贏ニ關シ財物ヲ以テ博戲又ハ賭事ヲ爲シタル者ハ千圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス但一時ノ娛樂ニ供ス

ル物ヲ賭シタル者ハ此限ニ在ラス

偶然の結果を以て勝負を争ふ博戲、賭事などに金銭とか品物を賭けて行つた者は、千圓以下の罰金又は科料に處せられる。

自分の物を自分が勝手にするのにそれが罪に成る法は無い、といつて、世の中には大層此法律を批難する者があるが、これは大きな間違で、斯の如き偶然の結果を以て勝負を争ふ様な行爲を許して置く時には、忽ち其惡風が天下に蔓つて、社會の秩序、善良の風俗を紊すことゝ成る。法律は即ち公益の爲に此事を禁ずるので、舊法では其現場を見附けられた場合のみを罰したが、新刑法には舊法の如く「現に」といふ文字が無いから、何時如何なる時に其事が發覺しても罰を受けるのである。

さらば博戲とは何であるか、賭事とは何であるか。舊法には單に之を博奕と書いてあつたが、博戲とは犯人が利益を得ることを目的とする行爲で、賭事とは自己の説を確實にすることを目的とする行爲である。言ひ換ふれば即ち博戲と賭事

との區別は犯人の主觀の區別である。

さて、博戲賭事共に金錢や品物を賭けた時には罰を受けることは、前述べる通りであるが、之を一時の娛樂にやる爲に菓子とか煎餅とか一寸した物を賭けてやつた場合には之を罰しない。併し法文に所謂「一時の娛樂に供する者」とは、畢竟程度問題で、果してこれは一時の娛樂にやつたか、偶然の輸贏を争ふて財物を利することを目的としたか、といふことは、事實裁判官の判斷に委ねる外は無。フランクは此場合に其人の身分の如何に依つて娛樂かさうて無いかを分つがよいと言つて居るが、社會の情勢に依つて分てよといふリストの説の方が可い。

第八十六條 常習トシテ博戲又ハ賭事ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

賭博場ヲ開帳シ又ハ博徒ヲ結合シテ利ヲ圖リタル者ハ三年以上五年以下ノ懲役ニ處ス

博戲又は賭事を常習とする者、即ち博奕を打つことを一種の營業の様にして居る者は、三年以下の懲役に處せられる。是等の者は、定つた職業に付かず、たゞブラ／＼として善からぬ事のみ日に日を送つて居る所謂遊民で、公秩良俗を紊す獅子身中の蟲とも稱すべきものである。法律が之を特に他の博戲者よりも重く罰したのには、此の理由である。

それから又賭場を開いたり博徒を集めたりして所謂寺錢を取つた者は、自分が賭博を爲た爲めに拘はらず、三月以上五年以下の懲役に處せられる。即ちこれは俗にいふ博徒の親分に對する制裁であつて、斯かる者は之を特に重く罰して、其根を倒す必要があるのである。

第八十七條 富籤ヲ發賣シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

富籤發賣ノ取次ヲ爲シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二千圓以下

ノ罰金ニ處ス

前二項ノ外富籤ヲ授受シタル者ハ三百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

富籤とは多數の者が無條件に金錢を出し合つて抽籤を爲し籤に當つた者に豫て定めてある金額を興へる一種の賭博で、時によつては一厘も得れない代に、又時によつては數百圓を利することもある。即ち俗にいふ「むじん」といふやうなものである。

此富籤を賣出した者は二年以下の懲役又は三千圓以下の罰金、取次を爲た者は一年以下の懲役又は二千圓以下の罰金、其の富籤を受渡した者は、三百圓以下の罰金又は科料に處せられる。

本罪も亦偶然の利益を僥倖する惡風を罰するの主旨に出たもので、誠に適當な立法である。

第二十四章 禮拜所及ヒ墳墓ニ關スル罪

第百八十八條 神祠、佛堂、墓所其他禮拜所ニ對シ公然不敬ノ行爲アリタル者ハ六月以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

說教、禮拜又ハ葬式ヲ妨害シタル者ハ一年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

神祠、佛堂、墓所其他の禮拜所は國民信仰の目的たる場所、其他の禮拜所といふ中には、耶穌教の會堂、天理教、黒住教などの教會を含んで居る。是等の神祠、佛堂、墓所其他の禮拜所は、何宗旨を問はず甚だ尊崇すべきもので、之に對して公然不敬の行爲を爲すが如きは、自分で自分の人格を傷けるやうなものである。されば法律も斯かる不敬漢を六月以下の懲役若クハ禁錮又は五十圓以下の罰

金に處することを定めた。

さらば公然不敬の行爲を爲すとはどんな事であるか。凡そ不敬の行爲には積極的と消極的との區別があつて、神祠の前に立つて相當の敬禮をしないのも不敬である。他人の禮拜するのを見て面に嘲笑の色を顯はすのも不敬である。併し此處にいふ公然の不敬の行爲とはそんな消極的の場合で無く、積極的且つ表現的に不敬な行爲を指したもので例へば公衆の面前で故意と神殿へ唾を吐きかけるが如き、佛像を足蹴にするが如き場合である。

それから又説教、禮拜、葬式等信教上の尊崇すべき儀式に對して、妨害した者は、一年以下の懲役若しくは禁錮、又は百圓以下の罰金に處せられる。これ亦前の場合と同一の理由に出たもので、斯かる儀式を妨害する者とは、例之葬式の列が通る道へ石を置いて之を妨げるとか、又は説教中に暴言を吐いて聽衆を噪がすなどの場合をいふのである。

第八十九條 墳墓ヲ發掘シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス

墳墓とは死體、遺骨、遺髪などを埋めてあるところを、斯かる場所を發掘即ち掘り發くといふことは、死人に對する一種の侮辱で、斯くの如き残忍な行爲を爲す者は、之を嚴罰して、以て社會の善風良俗を保護する必要がある。

墳墓を發掘即ち掘り發くとは、土中に埋んである棺桶とか又は死體を吾人の眼界に見はすこととて、其發掘が罰せられるのは、權利無き者の行爲で無ければ成らぬ。遺族が許可を得て死體を改葬する爲め發掘するのは、これ當然の行爲であつて、決して罪惡では無い。

第一百九條 死體、遺骨、遺髪又ハ棺内ニ藏置シタル物ヲ損壞

遺棄又ハ領得シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

人の死體、遺骨、遺髪又は棺内に藏つてある物を損壞した者、棄てた者、又領得た者は三年以下の懲役に處せられる。

さて、これは埋葬前の場合を規定したもので、死體といふ中には、人の形を備へた胎兒の死體をも含んで居る。それから棺内に藏つてあるものとは、死人の

着物、指環、などで、損壞、遺棄、又は領得は、權利無き者の行つた時に限つて罰せられる。權利ある者、例之醫師が本人の遺言又は刑事上の必要に依つて、之を解剖する場合、標本として其遺骨の一片を取置く場合のごときは、其行為は體に死體の損壞、遺骨の領得であるが、これは決して罰せられないのである。尙手又は足は決して死體では無いが、これ亦死體の一部であるから、之を損壞、遺棄又は領得した場合は、本罪を構成する。

第九十一條 第九十九條ノ罪ヲ犯シ死體、遺骨、遺髪又ハ棺内ニ藏置シタル物ヲ損壞、遺棄又ハ領得シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

第九十九條の罪とは、墳墓發掘の罪のごとて、本條は即ち埋葬後の死體、遺骨、遺髪、又は棺内に藏つてある物を墳墓から掘出して、之を損壞し、遺棄て、又は領得た者の罰を定めたのである。

舊刑法には墓中の財物を領得た者に對する處分が定めて無かつたが爲め、止むを得ず之を竊盜罪として論じ、墳墓發掘は竊盜の手段としたものであるから、これは竊盜の一罪であるといふ様な不思議な判決例さへ出來るに至つたが、新刑法に於ては、即ち其缺點を補ふが爲めに、此規定を設け、斯の如き行為を爲た者を三月以上五年以下の懲役に處することを定めた。

第九十二條 檢視ヲ經ズシテ變死者ヲ葬リタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

變死者とは病氣又は負傷以外の原因で死んだ者のこととて、つまり俗にいふ『變つた死様』を爲た者である。

即ち斯かる變死者はその死因が、果して自殺であるか、他殺であるか。他殺だとあれば毒殺したものであるか、縊り殺したものであるか、殴り殺されたものであるか、それ等を調べることは、犯人の搜索上其他各種の證據上頗る必要のことである。檢視は即ち即かる變死者の死體を檢査して、其死因、又は死場所、其死

様、其他の状況を檢分して、捜査、徵證に資する爲の行爲である。

然るに斯かる變死者の死體を檢視の濟まない中に埋葬して、折角の證據とか線かりを消滅せしむるが如きは、甚だ不都合な行爲である。本條が定めて斯かる者を五十圓以下の罰金に處すとしたのは、誠に適當なる處罰といふべしである。

第二十五章 瀆職ノ罪

第九十三條 公務員其職權ヲ濫用シ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

本條の罪は左の場合に成立する。

- (一) 公務員が
- (二) 其職權を濫用して

(三人をして義務の無い事を行らせ又行ふ可き權利を妨げた時
 公務員とは何のことであるかといふことは、總則に於て既に説明した處である。
 次に職權を濫用するとは、即ち職權を不正に用ひること、舊法には「縦に威權を用ひ」とあつた。即ち本條は公務員が無暗に威權を用ひて、人民に對し自由放縱な行爲を爲した場合のことで、公務員たる以上は、其者が無給であると、有給であると同れを問はず、右に掲げた行爲を爲た時には罰を受けることを定めたものである。公務員といふ中には雇員も含むかどうか、これは含むと解釋する方が至當であらうと思ふ。

第九十四條 裁判、檢察、警察ノ職務ヲ行ヒ又ハ之ヲ補助スル者其職權ヲ濫用シ人ヲ逮捕又ハ監禁シタルトキハ六月以上七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

本罪は(一)裁判、檢察、警察の職務を行ひ又は之を補助する者が(二)其職權を濫用

して三人を逮捕又は監禁した場合に成立する。

(三) 裁判、検察、警察の職務を行ふ者又は之を補助する者とは、例之判事、検事、警部、巡查憲兵卒等で、是等の者が人を逮捕又は監禁することは、普通の場合には、其権限内の行為であつて決して罪を構成することは無いが、其職權を濫用して不法に人を逮捕監禁する場合に、本條の罰を受けるのである。即ち是等の官吏が故意を以て法令の認めない場合に人を逮捕監禁し、(例之妄に人を拘留するが如き)又必要の手續を踏まないで(例之非現行犯人を令状を持たないで拘引するが如き)是等の事を行ふた場合には、六月以上七年以下の懲役又は禁錮に處せられるのである。

第九十五條 裁判、検察、警察ノ職務ヲ行ヒ及ハ之ヲ補助スル者其職務ヲ行フニ當リ刑事被告人其他ノ者ニ對シ暴行又ハ陵虐ノ行為ヲ爲シタルトキハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

法令ニ因リ拘禁セラレタル者ヲ看守又ハ護送スル者被拘禁者ニ

對シ暴行又ハ陵虐ノ行為ヲ爲シタルトキ亦同シ

(一) 判事、検事、警察官等裁判檢察警察の職務を行ひ又は之を補助する者が(二) 其職務を行ふに當つて(三) 刑事被告人其他の者に對し(四) 暴行又は陵虐を爲たときは、三年以下の懲役又は禁錮に處せられる。

これは重に拷問の場合を定めたもので、是等の官吏が刑事被告人其他の者に罪を白状さす爲に拷問することを、抑制する爲の規定である。昔は官吏が罪人に自白さす爲に拷問することは職權行為として正當の者であつたが、今日に於ては犯人の自白は裁判上さして必要なることで無いのみならず、假令罪人なればとて之に手荒い行為を爲るのは、人道の爲決して許す可からざる行為である。殊に多くの場合に於て、被告人は果して罪を犯したのかどうかといふことは判決前に了解するもので無い。果して然らば若し審理の結果拷問を受けた者が無罪といふことが了解つたならば、どうであらうか。今日に於ても此拷問といふことは地方の警察

などに往々行はれて居るが、これは實に悲むべきことであつて、法律が之に對して三年以下の懲役を科したのは、誠に適當な事と言ふべきである。

それから又、法令に因り拘禁された者を看守又は護送する者（即ち巡查看守憲兵卒）が其彼拘禁者（例之監獄に入れられて居る囚徒、被告人又は縛られて行く囚徒被告人）に對して手荒い事（暴行）酷い事（陵虐）を爲たときには、亦三年以下の懲役又は禁錮に處せられる。

舊法に「囚人に對し飲食衣服を屏去し其他苛酷の所爲を施したる者」とあるのは、暴行陵虐の所爲の一例として見るべきであらう。

第九十六條 前二條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

- 前二條の罪を犯した者即ち
- 一 刑事被告人に罪を白狀さす爲に 暴行又は陵虐を爲た判事、檢事、警察官等
- 二 囚徒又は被告人に 暴行又は陵虐を爲た 巡查看守憲兵等

是等の者が刑事被告人や囚徒に手荒いこと、酷いことを爲たが爲め、人を死なしたり又傷をさした場合は、普通の人を傷けた罪と比べて、其重い方の罰を受けねば成らぬ。

これは誠に當然なことであつて、「因て人を死傷に致したる者」とは必ずしも暴行陵虐の爲にのみ因つて死んだ場合ばかりで無く、前々から病氣で弱つて居た者を、手酷い目に逢はせた爲め、死んだ場合をも含むものと、解釋すべきである。さうで無いと、立法の精神が通らない。

第九十七條 公務員又ハ仲裁人其職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若クハ約束シタルトキハ三年以下ノ懲役ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲サザルトキハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其全部又ハ

一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其價額ヲ追徴ス

これは舊法に所謂官吏收賄罪で、本罪は第一に左の場合に成立する。

(一) 公務員又は仲裁人が

(二) 其職務に關し

(三) 賄賂を收受し又は之を要求若しくは約束したとき

仲裁人とは民事訴訟上の仲裁人のことと、舊法には仲裁人の收賄に付て何の罰をも定めなかつたが、仲裁人は争の判断をする責務を持つて居る者で、判事と同様極めて公平を保たなければ成らぬ者であるから、新法で之を加へたのである。

賄賂といふ中には精神上の利益をも含むか。これは含むと解釋すべきものである。

次に「其職務に關し云々」とは例之判事なれば其職務たる裁判事件に付いて賄賂を收受し、又は之を要求し、若しくは賄賂を受けることを約束することである。だから其職務外の事、例之親戚の娘の縁談の事に就いてはいくら賄賂を收受しても

決して罪に成らない。

本罪は又第二に左の場合に成立する。

(一) 公務員又は仲裁人が其職務に關して賄賂を受け、又は之を求め、若しくは約束して、それが爲に

(二) 不正の行爲をするか又當然爲ねば成らぬことを爲なかつたとき

即ち此二つの場合には、それ／＼規定の罰を受けねば成らぬ、さうして其場合には右の受取つた賄賂は之を官に沒收けて了ふので、若し其賄賂が無く成つて居て、全部は勿論一部だけでも沒收することが出来ぬときは、其金高を追徴せられる。けだし是其官職を濫した破廉耻漢に對して、當然の罰であらう。

第九十八條 公務員又ハ仲裁人ニ賄賂ヲ交付、提供又ハ約束

シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其刑ヲ減輕又ハ免除ス

ルコトヲ得

(一)公務員又は仲裁人に二賄賂を交付、提供又は約束した者は、三年以下の懲役又は三百圓以下の罰金に處せられる。

賄賂とは單に財産上の利益のみで無く、前言つた通精神上の利益をも含むこと、即ち劇場を観せた場合も、又其人に妻を世話した場合でも、凡て或利益を不正の行爲の對償に提供した場合は、皆賄賂である。

さて交付とは此方から進んで公務員に賄賂を渡す場合、提供とは向方の要求に應じて差出す場合で、約束とは其受渡を後日に期する場合である。

是等の罪を犯した者は、若し其罪を自白して出たならば、其刑を輕め又は免して貰ふことが出来る。

第二十六章 殺人ノ罪

第九十九條 人ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ三年以上

ノ懲役ニ處ス

人を殺した者は死刑又は無期の懲役若しくは三年以上の懲役に處せられる。

人とは自分以外の他人のことで、苟くも人でさへあれば、假令生れ立ての子を殺しても、死掛けて居る病人を殺しても殺人罪である。

又、殺すとは、人の生命を斷つて死亡せしめることで、自分が手を下した場合、勿論死に掛けて居る者を故意と捨て置くのも矢張、自分が殺したのと同じことである。殺人罪には謀殺、故殺の區別がある。謀殺とは前から考へて人を殺すこと、故殺とは一時の情に驅られて人を殺すことで、毒殺は大抵の場合に謀殺である。

舊法では謀殺、故殺、毒殺の各場合に別つて、罪を定めてあつたが、本法では凡て之を裁判官の處分に任せた。

第二百條 自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

自己の直系尊屬即ち父母祖父母高曾父母、配偶者の直系尊屬即ち舅姑、外祖父母等は其子孫又は贅たる者に於て、大事にした上にも大事にしなければ成らぬ者であるにも拘はらず、之を我が手に掛けて殺すが如きは、實に非道とも何とも言様の無い罪で、斯かる者を許して置くのは、實に危険なことと言はねば成らぬ。

そこで法律は、普通の殺人罪よりも一層重く見て、之を死刑若くは無期の懲役に處する旨を定めた。これ實に當然のことであつて、斯かる惡逆の行爲の手助を爲た者も亦殺親罪の共犯として、同じく死刑又は無期懲役の處分を受くべきものである。

さて序に一言するが父母といふ中には繼父繼母又は嫡母を含み子孫といふ中には庶子を含むことは、言ふまでも無いことである。

第二百一條 前二條ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其豫備ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス但情狀ニ依リ其刑ヲ免除スルコトヲ得

前二條即ち他人若くは自分の父母舅姑等を殺す目的で其豫備を爲た者は二年以下の懲役に處せられる。

豫備とは前にも言つた如く實行以外の行爲で而も實行を容易ならしめる行爲である。即ち本罪の場合で言へば、刀を買つて來ること、それを磨ぐこと、實行をする場所に赴くこと等で、通例なれば豫備の行爲は罪と成らない原則であるが、苟且にも人を殺すが如きは、許すべからざる大罪で、従つて社會の被むる害も甚だ少くないことであるから、特に之を罰することを定めたのである。

尤も事情に依つては其刑を免して遣ふことも出来るが、其果してどんな場合に刑を免すべきかは一に裁判官の權限内にあるのである。

第二百二條 人ヲ教唆若クハ幫助シテ自殺セシメ又ハ被殺者ノ囑託ヲ受ケ若クハ其承諾ヲ得テ之ヲ殺シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

自殺は道徳上の罪惡であるが、併し法律上の罪では無い。即ち自殺者自身は如何なる場合にも罰せられることは無いが、他人を唆かし若くは幫けて自殺させた者は、獨立罪として六月以上七年以下の懲役又は禁錮に處せられる。それから又殺される者の囑托を受け、若くは其承知を得て之を殺した者も、前同様の罪に處せられる。情死の場合などは其一例で、その普通の殺人罪と異ふところは、人を殺す意思で無いこと、即ち情死の場合でいへば一緒に死ぬといふことが目的である、といふ點である。他の一例は瀕死の病人に寧ろ早く死にたいから殺して呉れと囑托まれて之を殺す場合で、行爲者は是亦人を殺す意思が無いものである。若し此場合其人を殺さんとするの意思を以て、囑托に乗じて殺した時には、最早本條の罪では無くして立派な殺人罪である。

第二百三條 第九十九條、第二百條及前條ノ未遂罪ハ之ヲ

罰ス

第九十九條即ち人を殺した罪、第二百條尊屬親を殺した罪及び前條即ち自殺

を唆かし若くは之に幫助し、又は人の依頼を受けて若くは承諾を得て之を殺した罪を犯した者は、未遂の場合でも罰せられる。

さらば是等の行爲の未遂とはどんな場合であるか、凡そ殺人罪は人の生命を斷つて、之を死亡せしめた時に成立するものであるから、假令殺人の所爲があつても、被害者が死亡する迄は未遂罪である。併し死亡とは必ずしも呼吸絶止といふ場合のみに限らない。假令まだ息が通つて居ても、到底治療の効無き状態を呈した時には、即ち死亡ありといふべきもので、即ち此場合には殺人既遂である。自殺幫助又は教唆の場合でも、これと同様であつて、自殺者が死亡した時に始めて既遂と成るものである。

第二十七章 傷害ノ罪

第二百四條 人ノ身體ヲ傷害シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス

他人の身體を傷害した者は、凡て十年以下の懲役又は五百圓以下の罰金若くは科料に處せられる。傷害の手段は、殴打でも、又刃物でも、何でも構はない、要するに、人の内臓にても機關にても筋肉にても又外皮にても傷をつけた場合は、即ち本條の罪があるのであつて、故意と悪い疾を傳染して、人の健康を害した場合も、矢張傷害の罪といふことが出来る。即ち此場合にも又本條の罪を受けるのである。

不作爲の場合にも亦本罪を構成するか、例へば子供の寢て居る處へ猫が来て之を噛まんとするのを黙つて見て居たやうな場合にも、矢張自分が手を掛けて之を傷害したと同様の罰を受けべきであらうか。これは其者が子供に傷を負はす積で猫を追はなかつた場合に限つて罰せられる。

それから又人の承諾を得て、傷害した場合に罪と成るかどうか、といふことは、佛蘭西の學者間て喧ましかつた議論であるが、此場合にも矢張傷害の罪と成るといふリストの説が可いやうだ。

第二百五條 身體傷害ニ因リ人ヲ死ニ致シタル者ハ二年以上ノ

有期懲役ニ處ス

自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ニ對シテ犯シタルトキハ無期又ハ二年以上ノ懲役ニ處ス

これは舊法に所謂殴打致死の場合で、即ち他人の身體を傷害したが爲に、其人を死なした者は二年以上の有期懲役に處せられる。併し其人を死なしたことは、傷害した者の豫期以外の結果で無くては成らぬ。若し初から殺す積で、暴行を加へ、之を死なしめた場合には、最早本條の罪で無くして、殺人罪である。だから本條の罪を構成するのは、たゞ人を傷害するといふ意思で、圖らず人を殺した場合である。『こんなに酷く斬つたら死ぬかも知れない』といふことを知りつゝ、暴行した場合は、矢張不確定の故意があるので、此場合も同じく殺人罪である。さて、以上は普通の人を傷害して死に致した場合であるが、若し自分の直系尊

族又は配偶者の直系尊屬に對して、さういふ所置をした者は、一層重く之を無期又は三年以上の懲役に處せられる。これ實に人倫上憎むべき大罪であるからである。

第二百六條 前二條ノ犯罪アルニ當リ現場ニ於テ勢ヲ助ケタル者ハ自ラ之ヲ傷害セズト雖モ一年以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス

前二條の犯罪、即ち人を傷け害する行為に其現場で加勢した者は、自分が手を懸けて人を害しなくとも、罰を受ける。

現場で加勢するとは、例へば人を壓へて犯人の傷害の便宜にしたり、又害を受ける人を逃がさないやうに戸を鎖したりして、加勢をする事で、自分が一緒に暴行を働いた時は無論加勢である。

併し現場の加勢といふから、現場で無い豫備の場合の加勢は勿論、着手の場合

の加勢例之人家に押入る爲其家の門戸をこぢ明けるなどの行為は、本條の罪を構成しない、と言はねば成らぬ。即ち此場合は他の罪に處せられるのである。

第二百七條 二人以上ニテ暴行ヲ加ヘ人ヲ傷害シタル場合ニ於テ傷害ノ輕重ヲ知ルコト能ハズ又ハ其傷害ヲ生セシメタル者ヲ知ルコト能ハザルトキハ共同者ニ非ズト雖モ共犯ノ例ニ依ル

二人以上が通謀して人を傷害した場合は、實際の共犯であつて、一人の爲た事がどれだけ重いか又輕いか、全體又其中の誰が傷を負はしたのか了解らない時でも、同一の處分を受けるのは説明を要しないところであるが、本條は共同者で無い者が、二人以上で人を傷害した場合、例之博徒の喧嘩に彌次馬が寄つて集つて人を傷害したやうな場合の罰を定めたものである、かういふ場合に誰が傷を負はしたか了解らない、誰が重い傷を負はせたか軽い傷を負はせたか了解らない、といふ理由によつて、證據不充分として無罪とするが如きは、實に危険な處置であつて、其弊害や實に容易で無い。即ち本法は、其場合苟くも暴行に加はつた者で

ある以上、傷を負はすと負はざるに拘はらず、共犯の例に依つて、處分するといふことに定めて、以て其弊害を除くこととしたのである。

第二百八條 暴行ヲ加ヘタル者人ヲ傷害スルニ至ラサルトキハ一年以下ノ懲役若クハ五十圓以下ノ罰金又ハ拘留若クハ科料ニ處ス

前項ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

暴行を加へたる者人を傷害するに至らざる時とは、聊語弊のある言葉で、事實暴行を加へた以上は、屹度どれだけか少しばかりでも傷害を爲ない、といふ譯に行かぬ。本條は即ち輕微な傷害の場合を規定したものと見るべきである。

輕微な損害とは、例之毆打をされて手に紫色の班點が出来たとか、蚯蚓腫に成つたとか。頭痛がするとかいふ場合で、こんな場合は、害を受けたものも自己の體面上必ずしも犯人を罰することを望むまいし、又斯の如き少々の傷の爲に、

重い罰を定める必要も無いから、それで法律は傷害の程度如何によつて之を一年以下の懲役若くは五十圓以下の罰金又は拘留若くは科料に處することとした。本罪はこれ又一種の親告罪であつて、害を受けた者の告訴が無ければ、其犯人を罰しない。蓋し斯くの如き微少の傷害は、多く一時の感情の衝突から來るもので、被害者と雖も、かゝる些少の傷の爲に、相手を罰することを欲しない者が多いからである。

第二十八章 過失傷害ノ罪

第二百九條 過失ニ因リ人ヲ傷害シタル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

前項ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

過失に因つて人を傷けた者は五百圓以下の罰金又は科料に處せられる。過失とは即ち俗にいふ『あやまち』のことで、相當の注意をすれば分ること

而も又分らなければ成らない筈であるのに其注意を怠つたが爲その事の起るのを知らなかつた場合をいふ。(例之猿と過つて人を傷けた場合) 其相當の注意といふことは主觀的標準に依つて決すべきもので、其人に是れが分らなければ成らないかどうかといふことは、反對に客觀的標準に依つて決すべきものである。

過失とは又故意の無い場合である。故意に依つて人を傷けた者は、前章に依つて處罰せらるべきもので、本條の罪では無い。

さて、前説明の如き過失に因て人を傷けた者が前説の罰を受けることは、本條之を定むるところであるが、斯の如き過失に因つて人を傷けた者は、固より其人に傷を附ける積て無いのであるから、事情大に憐むべきところもあり、又被害者の多くは成る可く斯かる者に罰を與へないことを望むものであるから、一に之を被害者側の告訴に任せ、被害者の方で之を告訴しなければ、決して斯かる過失者を罰しないことに定めた。

第二百十條 過失ニ因り人ヲ死ニ致シタル者ハ千圓以下ノ罰金

ニ處ス

これは『人を死なした』といふこと、『人を傷けた』といふだけの違で、主意は同じことであるから、前條の説明を見れば了解であらう。

即ち説明の代に一例を擧げると或人が甲を殺さうと思つて、それを斬つた處が、誤つて手先が狂つて其隣に寢て居た乙を殺した如き場合が、即ち過失致死罪である。

目的たる物體を見違つた場合、即ち前例の猿と思つて人を殺したが如きも、矢張前の場合と同罪である。

第二百十一條 業務上必要ナル注意ヲ怠リ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ三年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

業務上必要なる注意を怠り云々とは、例へば醫者が患者に與へる藥を間違ひ、又其分量を間違つて、人の病氣を重らせ、又は別の病氣に罹らせ、若くは死なしたやうな場合で、元來醫者は藥を間違ふとか分量を間違ふとかそんな事の無いや

5、業務上特別に氣を附けなければ成らぬ責任があるに拘はらず、其注意を怠つたが爲に人を死なしたり傷けたりするに至つては實に不都合とも何とも言様が無し。

即ち法律は、斯くの如き者に對して、三年以下の禁錮又は千圓以下の罰金を科することを定めたのである。

第二十九章 墮胎ノ罪

第二百十二條 懷胎ノ婦女藥物ヲ用ヒ又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ墮胎シタルトキハ一年以下ノ懲役ニ處ス。

(一)懷胎の婦女が(二)藥を用ひ又は其他の方法を以て(三)墮胎したとき、は一年以下の懲役に處せられる。

墮胎とは胎兒を墮すこと、即ち自然の分娩期に先つて人工を以て胎兒を母の腹から外に出し之を死なしめることで、胎兒とは、腹に止つてから出産迄の人の子

を指した言葉である、さうして胎兒である以上は假令まだ人の形を備へないものでも、之を墮胎すれば、罪に成るのであつて、藥を用ひて出すと、又外の方法で墮すと、其何れに拘はらず、之を罰せられるのである。

併しこゝに一言すべきは、墮胎罪が罰せられるのは、其子の活きて居る場合で、死んだ胎兒の出ないのを、醫師に囑托して取出すことは、決して犯罪で無い。

第二百十三條 婦女ノ囑托ヲ受ケ又ハ其承諾ヲ得テ墮胎セシメタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス因テ婦女ヲ死傷ニ致シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

これは次條の醫師、産婆、藥劑師又は藥種商以外の者が婦女の囑托を受け、又は其承諾を得て、藥とか其他の手段を用ひて婦女の胎中にある兒を墮した場合の罰で、其婦女の身體が無事であつたときには二年以下の懲役、それが爲に婦女を死なしたり傷せたりしたときは三月以上五年以下の懲役に處せられる。

蓋し折角腹に宿つた子を自ら手を下して無残々々闇から闇へ葬るのは母の情として忍びざるところで斯の如き墮胎を行ふのは大抵他人の行爲に基くものであるから、墮胎を制するには女當人よりも寧ろ其承諾を得又は囑托を受けて之を墮胎せしむる者を重く罰する必要がある。本條は即ち其目的の爲に定められたものである。

第二百十四條 醫師、産婆、藥劑師又ハ藥種商婦女ノ囑托ヲ受ケ

又ハ其承諾ヲ得テ墮胎セシメタルトキハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス因テ婦女ヲ死傷ニ致シタルトキハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

是等の醫師、産婆、藥劑師又は藥種商などは人の身體に關係した専門的のことを種々知つて居る。だから是等のものは又懷胎の婦女を墮胎さす術も詳しく知つて居る者と見ねば成らぬ。さらば若し是等の者が婦女の囑托を受け又は其承諾を

得て墮胎することを罰しなかつたならば、爲に多數の墮胎者を生じ、其風教上不及ぼすところの害は頗る大變なことである。

即ち法律に於て一層重く之を三月以上五年以下の懲役に處することに定めさうして若し是等の者が墮胎させた結果、婦女を死なし又傷けた時は、六月以上七年以下の懲役に成ることを定めた所以である。

第二百十五條 婦女ノ囑托ヲ受ケス又ハ其承諾ヲ得スシテ墮胎

セシメタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

婦女の囑托を受けず又は其承諾を得ずして無理強に墮胎した場合は、前記の罰を受ける。無理強に墮胎さすとは、例へば手荒いことをするとか、又之を威喝しつけるとか、欺瞞すとかいふ場合で、其手段の何れを問はない。婦女が墮胎を欲しないのは人情の然るべき處であるにも拘はらず、之を無理に墮胎さすといふ

が如きは、實に慘忍憎むべき行爲であるから、法律は之を他の場合よりも更に重く罰して居る。

それから、此罪は未遂の場合でも罰せられる。本罪の未遂とは、それではどんな場合であるかといふと、即ち

胎兒の死んだ時が既遂、それ迄が未遂である。大抵の場合には胎兒は母の胎内から出された結果として死ぬものであるが、又腹の中で殺して後に出す場合もある。即ち前の場合に於ては排出までが未遂であるが、後の場合に於ては排出前既に已遂と成るのである。

第二百十六條 前條ノ罪ヲ犯シ因テ婦女ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從ツテ處斷ス

前條の罪即ち婦女の囁叱を受けず又承諾をも得ずして墮胎させた者が、墮胎の爲に其婦女を死なしたり又傷をさしたりした者は、人を傷けたもの、罪と比べて、重い方の罰を加へる。

蓋しこれは全く前に言つた様に慘忍な行爲を罰する爲である。

第三十章 遺棄ノ罪

第二百十七條 老幼、不具又ハ疾病ノ爲メ扶助ヲ要ス可キ者ヲ遺棄シタル者ハ一年以下ノ懲役ニ處ス

老人、幼兒、不具者又は病氣の爲扶助せねば成らぬものを遺棄した者は、一年以下の懲役に處せられる。さらば遺棄とはどんな事であるか。といふと、これは例へば足腰も立たない老人を置去にして、食へる者も當がはず、人にも頼まず、何處へか離れて行つて了ふこと、又は自由の利かない病人を何處か外へ捨に行くこと、救助の確な場所に是等の者を捨てることは、果して本條の罪であるか、どうか、といふと是又矢張罪に成るといはねば成らぬ。又本條の遺棄は以上の老幼病者を保護養育する責任が無い者の行爲であつて、即ち親子夫婦兄弟家族等の

場合は勿論契約によつて義務を負ふた者の、遺棄行為に就ては、次の條文に之を定めてある。

第二百十八條 老者、幼者、不具者又ハ病者ヲ保護スヘキ責任アル者之ヲ遺棄シ又ハ其生存ニ必要ナル保護ヲ爲ササルトキハ三
月以上五年以下ノ懲役ニ處ス
自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ニ對シテ犯シタルトキハ六月以上七
年以下ノ懲役ニ處ス

(一)老人、幼者、不具者又は病人を保護する責任ある者が二之を遺棄し又は其生存に必要な保護をしないとき、は三月以上五年以下の懲役に處せられる。

保護の責任ある者とは、即ち法律上の責任ある者のことで、扶養義務者は勿論契約に依る責任者も含んで居る。是等の者が、自分の力で暮らして行くことの出來ない老人、幼者、病人などを、置去にしたり又外へ捨てたりするのは、實に許

すべからざる行為である。さうして前説明した如く、遺棄は假令救助の確な場所へ遺棄しても、罪と成るのであるから、彼の貧に迫つて捨子をするが如きは、又本罪を構成する行為と云はねば成らぬ。
それから又假令遺棄しないでも、是等の老幼病者等の生存に必要な保護をしない者即ち病人に藥を當がはず、老人や幼者に食物や衣物などを適當に當がはないうやうな者は、又本條の罰を受ける。

若し又こんな非道の行為を自分の父母祖父舅姑などに對して爲た者は、六月以上七年以下の懲役に處せられる。即ち此場合は一層重い罰を受けるのである。
第二百十九條 前二條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ
傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

前二條の罪、即ち老人、幼兒、不具者又は病人などを遺棄し又之に相當の物を當がはないうやうな事をして、それが爲めに是等の人々を死なしたり又病氣にしたり傷をさした者は、人を傷けた罪と比べて、其重い方の罰を加へられる。

第三十一章 逮捕及ヒ監禁ノ罪

第二百二十條 不法ニ人ヲ逮捕又ハ監禁シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ニ對シテ犯シタルトキハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

本罪は(一)不法に(二)二人を逮捕又は監禁した場合に成立する。

本條は不法に(權利無き者が)人を逮捕監禁する罪であるからして適法の逮捕監禁即ち現行犯人を逮捕し又は精神病者を一室に閉ぢ籠めるが如きは、決して罪で無い。巡查が令狀を執行するのも亦同様である。

逮捕とは直接身體に接して人の自由を束縛することと、例へば繩を以て人を縛るなどは、本條の場合である。又監禁とは間接に人の自由を束縛することと、坐

敷牢、穴藏などに人を押籠めて、外に出ることの出来ないやうにするなどは其場合である。

即ち斯くの如く不法に、人を逮捕監禁した者は、三月以上一年以下の懲役に處せられる。それから又

自分又は自分の配偶者の直系尊屬(父母祖父母外祖父母舅姑等)に對して、此條の罪を犯した時には、六月以上七年以下の懲役に處せられる。

第二百二十一條 前條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス。

前條の罪を犯した者即ち不法に人を逮捕又押籠めた者が、それが爲に其人を死なし又傷を負はした場合は、これ亦人を傷ける罪と比べて、其重い方の罰を受けねば成らぬ。

第三十二章 脅迫ノ罪

第二百二十二條 生命、身體、自由、名譽又ハ財産ニ對シ害ヲ加フヘキコトヲ以テ人ヲ脅迫シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

親族ノ生命、身體、自由、名譽又ハ財産ニ對シ害ヲ加フヘキコトヲ以テ人ヲ脅迫シタル者亦同シ

本罪は左の場合に成立する、

(一) 一人の生命、身體、自由、名譽又は財産に對シ(二)害を加ふべきことを以テ(三)人を脅迫したとき。

脅迫とは即ち害惡を通知して人を怖れしめることで、本條に於ては其脅迫を受けた者が、果して怖れたかどうかといふことは問題で無い、人を脅迫する意思で以て人を怖れしめる行為のあつた時に、即ち本罪が成立するのである。

さうして、脅迫は又脅迫を受ける者又は其親族の生命、身體、自由、名譽又は

財産に對して害を加へることを以てした場合に、處罰せられる。故に被脅迫本人及其親族以外の者(例之其親友)に害を加へることを以て脅迫した場合は、本條の場合に入らないと言はねば成らぬ。

第二百二十三條 生命、身體、自由、名譽若クハ財産ニ對シ害ヲ加フヘキコトヲ以テ脅迫シ又ハ暴行ヲ用ヒ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

親族ノ生命、身體、自由、名譽又ハ財産ニ對シ害ヲ加フヘキコトヲ以テ脅迫シ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フヘキ權利ヲ妨害シタル者亦シ

前二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

生命、身體、自由、名譽若クハ財産等は人の最も大切とするところである。故

に若し是等の物に害を興へるといつて、人を脅迫する時は、其者は怖れて、止むを得ず脅迫者の言に従ふことに成る。

本條は即ち斯の如き脅迫者を罰する爲の規定であつて、斯の如き脅迫を爲し又は手荒い事を爲て、人を怖れさせ、さうして義務の無い事を行らせ又正當に行ふべき權利を妨げた者は、三年以下の懲役に處せられる。

脅迫又は暴行を以て人に義務の無い事を行はず、とは例へば

貴様若し己の言ふ事を聞かなければ殺して了ふぞ、といつて、人を怖れさせ、自分の借用證書に連印させた場合

又行ふ可き權利を妨げるとは、例へば

貴様若し己の事を訴へると焼打するぞとて、強盜罪の告訴を妨げた場合である。本條について特に注意すべきは、前條と違つて、被脅迫者を脅迫に依つて怖れしめたことを要することである。怖れないで、自ら義務なき行爲を敢てし、行ふべき權利を行はない、といふことは、蓋し考へ得べからざる問題であらう。

それから又、被脅迫者本人で無くして、其親族の生命、身體、自由、名譽、又は財産に對し害を加へるといつて脅迫し、人に義務の無いことを行らせ、又は行ふべき權利を妨げた者も、亦前の場合と同じ罪に處せられる。

さうして此前後の場合の罪は、其未遂の状態に於いても罰せられる。

第三十三章 畧取及ヒ誘拐ノ罪

第二百二十四條 未成年者ヲ畧取又ハ誘拐シタル者ハ三月以上

五年以下ノ罰金ニ處ス

本罪は左の場合に成立する

(一) 未成年者を

(二) 畧取又は誘拐したるとき

未成年者とは、即ち二十才未満の男兒又は女兒の事で、是等を畧取するとは即ち未成年者、又は其保護者に手荒いことを爲し又は脅迫して之を外へ伴れて行く

と、誘拐とは俗にいふ『かどわかし』で、是等の人々を欺まし又誘惑して、外へ伴れて行くことである。そして其伴れて往つたところは遠くても近くても、どちらでも同じことである。略取誘拐は又本人に害を與へる場合に止まらない、即ち本人に利益を與へるつもりでも、苟くも略取誘拐の行爲があれば、罰せられる。蓋しこれ本罪は略取誘拐された幼者本人に對する罪で無くして、幼者監督の任にある者の權利侵害罪であるからである。

第二百二十五條

營利、猥褻、又ハ結婚ノ目的ヲ以テ人ヲ畧取又

ハ誘拐シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

營利即ち金儲の爲（例之娼妓に賣る爲）猥褻なことをする爲、又は結婚するが爲に、暴行脅迫、又は偽計誘惑を以て人を（略取、誘拐）伴れ退いた者は、一年以上十年以下の懲役に處せられる。

さうして此場合に、伴れ退かれる本人が、假令承諾をして居ても、矢張其罪を免れることは出来な。

第二百二十六條

帝國外ニ移送スル目的ヲ以テ人ヲ畧取又ハ誘

拐シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

帝國外ニ移送スル目的ヲ以テ人ヲ賣買シ又ハ被拐取者若クハ被賣者ヲ帝國外ニ移送シタル者亦同シ

これは主として婦女を誘拐して外國に送り醜業婦と爲す者及び少年を誘拐して一種の奴隸に賣る者を取締る爲の規定である。

即ち本條第一項の場合ハ

(一) 帝國外に移送する目的で

(二) 二人を略取又は誘拐した者

に對する罰である。

外國に送る目的であれば、假令其外國でどんな事を爲す目的でも構はない。其目的で人を略取誘拐、即ち暴行脅迫を以て奪ひ取り又は虚を言つて誘出した場合

には、本罪が成立するので此場合には即二年以上の懲役に處せられる。

(その一例)田舎の女を東京の御殿へ女中に世話するといつて旨いことづくめて欺ましぬいて、外國へ送つて醜業婦にするなどは、其一例である。

又本條第二項の場合は

- (一)帝國外に移送る目的で人を賣買した者
- (二)被誘拐者若くは被賣者を帝國外に移送したものに對する罰である。

即ち帝國外に移送る目的で人を賣つた者、買つた者は勿論、誘拐された者、若くは賣られた者を移送つた者は、共に前項の場合と同じ罰、即ち二年以上の懲役に處せられる。被誘拐者と被賣者の區別は、つまり搔つまんでいふと被誘拐者とはまだ誘拐者の手から人に賣られない者、被賣者とは誘拐者の手を離れて買つた者の手に入つた者のことである。又外國に移送るつもりで行ふ人の賣買は假令其本人が承知をした場合にても、罰せられる。これ蓋し本條の場合は、不承知の者を賣買するのを罰するので無くして外國に移送る目的で人を賣買する國賊的行為を罰するにあるが爲である。

第二百二十七條 前三條ノ罪ヲ犯シタル者ヲ幫助スル目的ヲ以

テ被誘拐者又ハ被賣者ヲ收受若クハ藏匿シ又ハ隱避セシメタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

營利又ハ猥褻ノ目的ヲ以テ被誘拐者又ハ被賣者ヲ收受シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

前三條の罪を犯した者即ち

- (一)未成年者を略取又は誘拐した者
- (二)營利、猥褻又は結婚の目的で、人を略取及誘拐した者
- (三)帝國外に移送る目的で人を略取又誘拐した者
- (四)外國に送る目的で人を賣買し又は被誘拐者若くは被賣者を外國に送つたもの

是等の者を幫助する目的で、被誘拐者を受取り若くは藏匿し、又は隠れさせた者は三月以上五年以下の懲役に處せられる。

それから又營利即ち金儲の爲め、又は猥褻の目的で、誘拐された者又は賣られた者を自分の手へ受取つた者は六ヶ月以上七年以下の懲役に處せられる。

金儲の目的で誘拐された者又は賣られた者を自分の手へ受取る者とは、例へば醜業者即ち女郎屋とか何とかそんな者で、猥褻なこと目的で受取る者とは、其誘拐された者賣られた者を妾にする者などのことである。

第二百二十八條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

本章即ち略取誘拐罪（二百二十四條、二百二十五條、二百二十六條、二百二十七條）は假令未遂の場合にても罰せられる。

第二百二十九條 第二百二十六條ノ罪、同條ノ罪ヲ幫助スル目的ヲ以テ犯シタル第二百二十七條第一項ノ罪及ヒ此等ノ罪ノ未

遂罪ヲ除ク外本章ノ罪ハ營利ノ目的ニ出テサル場合ニ限り告訴ヲ待テ之ヲ論ス但被拐取者又ハ被賣者犯人ト婚姻ヲ爲シタルトキハ婚姻ノ無効又ハ取消ノ裁判確定ノ後ニ非サレハ告訴ノ效ナシ

第二百二十六條の罪即ち

外國に送る目的で人を略取又は誘拐の罪外國に送る目的で人を賣買し又は誘拐された者若くは賣られた者を外國に送つた罪
右の罪とそれから右の罪を幫助する目的で其誘拐された者賣られた者を自分の手へ受取り若くは藏匿し、又は隠れさせた罪、それから又此等の罪の未遂罪を除く外、本章に定めた略取誘拐の罪は、營利の目的で爲なかつた場合に限り、誘拐された者又は賣られた者の側からの告訴が無ければ、決して之を罰しない。即ち告訴のあつた場合に限つて之を罰するのである。

但し誘拐された者又は賣られた者が、犯人と結婚したときには婚姻の無効又は取消の裁判が確定つてからで無ければ告訴の効が無い。

蓋し誘拐された者賣られた者が既に人の妻と成つた後に於いて、告訴を許すとすれば、平和の家庭に波風を起すことと成つて、却つて害があるからである。

第三十四章 名譽ニ對スル罪

第二百三十條 公然事實ヲ摘示シ人ノ名譽ヲ毀損シタル者ハ事實ノ有無ヲ問ハス一年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

死者ノ名譽ヲ毀損シタル者ハ誣罔ニ出ツルニ非サレハ之ヲ罰セス

人の名譽を傷けるやうな事實を人前で公然と摘示した者は其事實が本當に有つた

た場合でも無かつた場合でもどちらでも一年以下の懲役若くは禁錮又は五百圓以下の罰金に處せられる。

『公然事實を摘示し』とは、つまり人の名譽を傷けるやうな事實例へば其人の悪事とか見苦しい行の類を公然にすること、摘示とは、『彼奴はこれ／＼の事をしたよ』と事實を指示して言ふことである。其公然摘示する手段は、例之演説でも、又印刷物でも圖書でも何でもよい、要するに人の悪事醜行を表向にして其人の名譽を傷けた場合には、凡て本條の罪と成るのである。

それから又表向にするとは、多數の人に知らしめることで、一二人に告げただけでは決して本條の罪に成らない。

又、死んだ者の名譽を傷けた者は、誣罔で無ければ之を罰しない。即ち本條の事なれば、之を公然と摘示しても、罪に成らないのである、死んだ者は權利の主体で無いから、それに對して名譽毀損罪が起る筈は無いが、これは全く死者に對する罪では無くして死んだ人の親族の生きて居る者に對する名譽毀損罪である。

即ち之をこゝに規定した所以である。

尙序に一つ説明して置きたいのは、凡て名譽毀損罪は一定の人の惡事現行を摘示した場合に限つて罰せられるもので、漠然とたゞ誰とも無しに言つた場合、例之某官所の官吏の中に賄賂を取つた者があるといふが如き場合は、それ亦本罪を構成しないことである。併しそれが稍具體的に成つた場合、例之某役所の役人の中で何某町邊に住んで居る者が賄賂を取つた、といふやうに臆ろげ乍らにも誰がしたといふことが他の者に推測される場合には罪となるべきものである。

第二百三十一條 事實ヲ摘示セスト雖モ公然人ヲ侮辱シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

どういふ事實を爲たと言はないでも公然人を侮辱した者例之何某は不徳漢であるとか又國賊であるとか人の耻辱に成るやうなことを公然言つた者又書いた者は拘留又は科料に處せられる。

『人』とは凡ての人を指した言葉で、人である以上は官吏でも人民でも、老人でも幼者でも、凡て之を公然侮辱した時には罪に成るのである。子供に對しては侮辱罪が成立たないといふ者もあるが、生れて間の無い子供は格別將來の名譽を有する子供に對しては、矢張本條の罪に成るといはねば成らぬ。

第二百三十二條 本章ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

本章の罪即ち名譽毀損罪は、其害を被つた者の方からの告訴があつて、初めて罰せられる。即ち告訴が無ければどんなに悪い事を言い立てても、之を罰しないのである。

併し本章の罪は、害を被つた者に於いて、名譽を傷けられたと感じない場合でも、罪に成るので、つまり、たゞ告訴が無いが爲めに、罰しないといふに止るのである。

第三十五章 信用及ヒ業務ニ對スル罪

第二百三十三條 虚偽ノ風説ヲ流布シ又ハ偽計ヲ用ヒ人ノ信用

ヲ毀損シ若クハ其業務ヲ妨害シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

虚偽の風説を流布し又は偽計を以て他人の信用を傷け若くは其業務の邪魔を爲た者は三年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處せられる。

偽計とは凡て偽の計をすること、例へば或る商品は某省の御用を蒙て居るが爲に評判がよいといふやうな場合に、其省の役人に賄賂を送つて其商品を用ひることを止めさせ、そうして販賣品の信用を傷けるが如き事で、虚偽の風説を流布するとは例之「あの家はもう直ぐ破産するさうだ」など、言ひふらして商賣の邪魔をすることが如きことである。

第二百三十四條 威力ヲ用ヒ人ノ業務ヲ妨害シタル者亦前條ノ

例ニ同シ

威力を用ひとは、暴行、脅迫等は勿論、脅喝の場合をも含むもので、凡て手荒

いことをした場合、又會社銀行の重役とか、長上の者の位置を悪いことに用立て、人を無理強する場合などで、是等のことを爲て人の業務の邪魔を爲た者は、前條の場合と同じく、三年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處せらるべきものである。

一例をあげると、本條の罪とは例之、他人の商店に躍込んで暴行し、道具類を毀して商賣の出来ないやうにした場合、又銀行頭取たる位置を利用して、貴様の方の顧客を私の親類の米屋に譲つてくれと無理強して、他人の商業の邪魔を爲たやうな場合である。

第三十六章 竊盜及ビ強盜ノ罪

第二百三十五條 他人ノ財物ヲ竊取シタル者ハ竊盜ノ罪ト爲シ

十年以下ノ懲役ニ處ス

(一)他人の財物を(二)竊取した者は、竊盜の罪として十年以下の懲役に處せられ

る。

他人の財物とは、他人が有つて居る物、預つて居る物のことで、其物は有體物即ち形の有る物に限る。故に水とか瓦斯とか牛とか馬とかを盗めば罪と成るが、力とか権利とかは物で無いから、之を盗んでも罪に成ることは無い。電氣を盗むことが罪であるかどうかといふことは獨逸でも喧ましい議論があつたが、近頃の日本の判決例では、電氣を盗んだ者、即ち密と電流を家内に引いて點火たものを窃盜罪と爲て居る。(本法には別に條文を設けた)

さうして又物を盗んだ以上は、其物がどんなに價値の無い物であつても、罪に成るのである。

窃取とはつまり他の物を自分の物にすること、盗む目的で窃取することに依つて、本條の罪と成るのである。さうして盗む目的で窃取した以上は假令それを破壊す爲でも、又それを賣るつもりでも、何でも構はない。窃取といふ行爲一つによつて罪と成るのである。

第二百三十六條 暴行又ハ脅迫ヲ以テ他人ノ財物ヲ強取シタル

者ハ強盜ノ罪ト爲シ五年以上ノ有期懲役ニ處ス

前項ノ方法ヲ以テ財産上不法ノ利益ヲ得又ハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタル者亦同シ

(一)一人に暴行又は脅迫を加へて(二)他人の財物を(三)強取したる者、は強盜の罪として五年以上の有期懲役に處せられる。

暴行脅迫とはどんな行爲であるか、といふことは既に説明した。さて強取とは即ち暴行脅迫を手段として、他の物を自分の所有に移すことで、其暴行脅迫を着手又は實行中に行つた場合が強盜である。だから人に暴行を加へてから盗む意を出し、又盗んで了つてから亂暴をするのは、決して本當の強盜では無い。

次に、前項の方法即ち暴行脅迫を以て人の物を取り財産上不法の利益を爲た者、又は他人に其利益を爲せた者は、亦同じく五年以上の有期懲役に處せられる。

第二百三十七條 強盜ノ目的ヲ以テ其豫備ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス

強盜をする目的、即ち暴行脅迫を手段として他人の物を盗取る目的で、其豫備を爲た者例之出刃庖丁を買つて來るとか、忍び込もうとする家の様子を探すとか、そんな行爲を爲た者は、二年以下の懲役に處せられる。

第二百三十八條 竊盜財物ヲ得テ其取還ヲ拒キ又ハ逮捕ヲ免レ若クハ罪跡ヲ湮滅スル爲メ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタルトキハ強盜ヲ以テ論ズ

これは俗にいふ居直強盜で竊盜に入つて財物を得た者がそれを取還されまい爲又は捕縛を免れる爲、犯罪の證據を無くする爲に、暴行又は脅迫を爲た場合である。此場合には強盜に準じて、之を五年以上の懲役に處すべきものである。

第二百三十九條 人ヲ昏醉セシメテ其財物ヲ盜取シタル者ハ強

盜ヲ以テ論ス

人を睡らせて置いて物を取つた者は、強盜に準じて矢張同じく五年以上の懲役に處せられる。これは畢竟其情の重い點を斟酌したもので、『人を昏醉せしめる』とは、魔酔藥、酒などを飲ませて之を睡らした場合は勿論催眠術に依つて、睡らせた場合をも含むものである。さらば人の昏睡中であるのをよい事にして、物を盗んだ者は、どうであらうか、本條には強姦罪の場合の如く、特別の規定を置いて無いから、之を竊盜として論ずる外は無いが、理論上これは強盜として罰すべきものである。

第二百四十條 強盜人ヲ傷シタルトキハ無期又ハ七年以上ノ懲役ニ處ス死ニ致シタルトキハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

強盜が若し物を奪る爲、又は奪つた物を奪還されるのを防ぐ爲、又は逃げる便宜の爲人を傷けたときには、無期又は七年以上の懲役、死なした時は死刑又は無

期懲役に處せられる。

さうして此場合に於ける強盜の人を傷けたり又は死なしたりした行爲は、其結果を豫見しなかつた場合、即傷ける積又は殺す積で無かつた場合は勿論、故意に殺し又傷けた場合をも含むものと解釋すべきである。

第二百四十一條 強盜婦女ヲ強姦シタルトキハ無期又ハ七年以上ノ懲役ニ處ス因テ婦女ヲ死ニ致シタルトキハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

強盜が若し婦女を強姦した時には無期又は七年以上の懲役に處せられる。これは強盜が強姦を兼ねて行つた場合で、如何なる場合にも強姦といふことは、強盜の手段と成るものではない。

強盜が強姦した結果婦女を死なした時は死刑又は無期懲役に處せられる。

第二百四十二條 自己ノ財物ト雖モ他人ノ占有ニ屬シ又ハ公務

所ノ命ニ因リ他人ノ看守シタルモノナルトキハ本章ニ付テハ他人ノ財物ト見做ス

自己の物に對しては、決して強盜又は強盜の罪が成立するものでない。

併し自己の物でも、他人の占有に屬したもの、例へば質物、公務所の命に因り他人の看守する物、例へば供託物、競賣すべき物などをそれらの人の保管から、盗み出した時には、罰を受けねば成らぬ。

此條文は即ちかういふ場合には假令自己の物でも他人の物と見做される、といふことを明らかにしたものである。

第二百四十三條 第二百三十五條、第二百三十六條、第二百三十八條乃至第二百四十一條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

是等の未遂罪とは、即ち

(一)他人の財物を窃取んだ罪(窃盜)

- (二) 暴行又は脅迫を以て他人の財物を強取した罪即ち強盗
 - (三) 窃盜が財物を取つてから、取還されるのを拒ぐ爲、捕縛を逃れる爲、跡の證據を無くする爲暴行又は脅迫を爲た罪
 - (四) 四人を睡らして物を取つた罪
 - (五) 強盜人を傷け又は死に致した罪
 - (六) 強盜強姦の罪等である。
- 窃盜又は強盜の既遂とは、即ち他の物を自分の物として所有したときで、それ迄が未遂である。

さうして本條は是等の罪の未遂の場合をも罰すべきことを定めたものである。

第二百四十四條 直系血族、配偶者及同居ノ親族又ハ家族ノ間ニ於テ第二百三十五條ノ罪及ヒ其未遂罪ヲ犯シタル者ハ其刑ヲ免除シ其他ノ親族又ハ家族ニ係ルトキハ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ス

親族又ハ家族ニ非サル共犯ニ付テハ前項ノ例ヲ用ヒズ

直系 血族即ち(祖父母父子孫) 配偶者同居の親族又は家族(舅姑兄弟姉妹等)の間で財物を盗んだ罪又は其未遂罪を犯した者は其刑を免し、其他の親族又は家族が同様の罪を犯した時には、害を受けた者の告訴があつた場合に限り、之を罰する。

蓋し是等の親族は、互に相親むべき者で、斯かる犯人を罰することは誠に、人情として忍びざるところであるから、多くの場合被害者は之を罰することを望まない。故に其大抵のものは之を許し、特別の場合に於て、比較的に血縁の薄い者の罪は、之を告訴すると否とを一に被害者の意思に任せ、告訴の無い場合には、之を罰しないことに定めたのである。併し親族又は家族で無い者が共犯した時には、其共犯者は矢張當り前の罰を免れない。

第二百四十五條 本章ノ罪ニ付テハ電氣ハ之ヲ財物ト見做ス

前既に説明した如く、普通に所謂物とは形の有る物のことで、電氣の如き力は物

て無い。電氣を盗んだ者が、果して窃盜罪に成るであらうか、どうか、といふことは久しい間各國に議論のあつたところて、デルンブルヒなどは、之を物として論じ、即ち電氣と雖も窃盜罪の目的物と爲ることが出来る」と説き、フランク及びリストは之に反對して盛に消極説を唱へた。即ち理論としては、どうもリスト一派の力が正當であつたが、實際に於ては其後獨逸に於て、電氣盗用者を罰する特別法が出来て、積極的が勝利を得た。

本條は即ち其事について定めたもので、本章の罪即ち窃盜罪の場合に於ては特に電氣を財物と見做すことを規定したものである。即ち此規定に依れば、電氣を盗用した者は我國に於ても又窃盜罪として、罰を受けるのである。

第三十七章 詐欺及ヒ恐喝ノ罪

第二百四十六條 人ヲ欺罔シテ財物ヲ騙取シタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ方法ヲ以テ財産上不法ノ利益ヲ得又ハ他人ヲシテ之ヲ得

セシメタル者亦同シ

(一)人を欺罔して(二)財物を騙取した者は十年以下の懲役に處せられる。

財物といふ中には動産、不動産共に含むかどうか、舊刑法には財物若くは證書類と書いてあつたから、不動産も共に含むといふ説も成たのであるが、本法には單に財物と言つてあるから、これは動産ばかりの意味に解かなくてははいけない。

騙取とは俗にいふ「かたり取る」こととて、これは別に議論が無い。犯人自ら持去る場合と他人から渡された場合の何れを問はず、つまり人を欺まして財物を取つた場合は、即ち騙取である。

次に人を欺罔するとは、他人に虚偽の事を本當と思はせることとて、つまり人を欺ますことである。

それから本條第二項に移つて、「前項の方法を以て財産上不法の利益を得又は他人をして之を得せしめたる者」とは、どんなものであるかといふと、これはつまり

前項の財物騙取以外に於ける詐欺の場合を廣く含んだもので、例之自分の有つて居る土地は今度四十五年の大博覽會の敷地に入るところだから、と嘘を言つて、他人に其土地を高く買はしめて不法の利益を得るが如きは、即ち其場合である、
 そうして此場合は又前項と同じく十年以下の懲役に處せられるのである。

第二百四十七條

他人ノ爲メ其事務ヲ處理スル者自己若クハ第三者ノ利益ヲ圖リ又ハ本人ニ損害ヲ加フル目的ヲ以テ其任務ニ背キタル行爲ヲ爲シ本人ニ財産上ノ損害ヲ加ヘタルトキハ五年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

他人の爲に其事務を處理する者（例へば銀行會社の取締役、代理人、支配人其他雇人）が自己又は他の者の利益を圖る目的、又は本人（例之自分の勤めて居る會社、商店、又は主人）に損を爲す目的で、其任務に背いた行爲を爲し、本人に財産上の損害を爲した場合には五年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處せられる。

今此場合の一例を擧げて見ると、

或る砂糖會社の社員が、自分の親戚の砂糖屋の爲に利益を圖る目的で、内密に會社の得意先を説き廻り、自分が其會社の社員であり乍ら、親戚の砂糖屋の方へ會社の得意を奪つて了ひ、會社に損をさせた様な場合が即ち本條の罪である。

第二百四十八條

未成年者ノ知慮淺薄又ハ人ノ心神耗弱ニ乘シテ其財物ヲ交付セシメ又ハ財産上不法ノ利益ヲ得若クハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス

未成年者の知慮の足りないのに附込み、又人の氣が狂つて居るのをよい事にして、其等の人の財物を自分に交付させ、（例之酔つて居る人を煽つてあげて其人に資金を出させるとか、物を欺し取るとかいふやうな場合）又は財産上不法の利益を爲し、若くは他人に利益させた者は十年以下の懲役に處せられる。

これは夫等の者が正氣か知慮が十分であれば、決してそんなことを許すまいと思はれる理由に依つて、罰するので、即ち本當の詐欺では無いが、詐欺に準じて、

以上の罰を受けるのである。

第二百四十九條 人ヲ恐喝シテ財物ヲ交付セシメタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ方法ヲ以テ財産上不法ノ利益ヲ得又ハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタル者亦同シ

恐喝とは矢張脅迫の一種であつて、同じく人をあどすことである。此二つは即ち程度の問題で、之を區別することは却々難かしいが、無理に説明して見ると、脅迫は他の精神の反抗を抑へ附けることであるが恐喝は反抗の餘地が在る場合である。だから即ち、現在今害を加へることを以てあどす場合は脅迫であるが、恐喝は將來に於て害を加へることを以てあどす場合である。さうして斯くの如き恐喝をして、人を怖がらした結果、人が怖れて交付した物を受取つた時には、即ち本條の罪に成る。恐喝の結果、財産上不法の利益を得たもの又は他人をして利益を

得せしめた者も、亦同じ罪に處せられるのである。

第二百五十條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

本章の未遂罪即ち

- (一) 一人を欺罔して財物を騙取つた罪
- (二) 未成年の知慮淺薄又は人の心神耗弱につけてこんで其等の人々の財物を交附させたる罪
- (三) 三人を恐喝して財物を交付させた罪
- (四) 以上(一)(二)(三)の方法で財産上不法の利益を爲し又は他人に利益を爲せた罪
- (五) 他人の爲めに其事務を處理して居るものが自己又は他の者の利益を圖る目的で、其任務に背いた行爲を爲し本人に財産上の損をさせた罪

是等の罪はまだ行り遂げない場合にでも罰せられる。

本章の罪は、自分が持去る場合又向方から交附した場合の何れを問はず、他の物を自分の所持に移した時に既遂と成るもので、それ迄がつまり未遂である。

第二百五十一條 本章ノ罪ニハ第二百四十二條、第二百四十四條及ヒ第二百四十五條ノ規定ヲ準用ス。

本章の罪には以上の法條即ち

- (一) 自己の物ても他人が占有又は看守して居る物は他人の物と見ること
- (二) 電氣を財物と見ること
- (三) 犯人が被害者の親族又は家族であれば其罰を免すか又告訴を待つてこれを論ずること。

などの規定が準用せられる。

第三十八章 横領ノ罪

第二百五十二條 自己ノ占有スル他人ノ物ヲ横領シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス

自己ノ物ト雖モ公務所ヨリ保管ヲ命セラレタル場合ニ於テ之ヲ横領シタル者亦同シ

自分の假に有つて居る（例之預つて居る）他人の物を横領した者即ち勝手に自分の物に爲た者は、五年以下の懲役に處せられる。而して横領とは、必ずしも物を費消したことを要しない、現に持つて居る場合でも、他人の物を自分の物にするといふ意思及び行為があつた時には、即ち本條の罪に成るのである。

自分の物ても公務所から保管を命ぜられた場合例へば差押を受けた自分の物の保管を命ぜられた場合に、其物を藏匿したり脱漏いたり爲た者は、矢張横領した罪として、前項の場合同様、五年以下の懲役に處せられる。

第二百五十三條 業務上自己ノ占有スル他人ノ物ヲ横領シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

業務上自己の占有する他人の物とは、例へば商人ていへば、運送問屋に出帆まで

預つてある積荷の様なもので、是等の他人の物を横領した者は、一年以上十年以下の懲役に處せられる。

官吏が自分の監守して居る所の物を竊み取る場合も、即ち本條に依つて罰せられべきものである。即ち自分の業務上占有して居る物であれば、其物が政府の物たる時、又一私人のものたる時其何れを問はず、之を横領した者は凡て罰を受けねば成らぬのである。

第二百五十四條 遺失物、漂流物其他占有ヲ離レタル他人ノ物ヲ横領シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス

遺失物即ち落としてある物、漂流物即ち流れて行く物其他占有を離れた他人の物を發見した時は、直ぐに之を警察署へ届けて出ねば成らぬ。然るに之を内々で自分が着服して知らぬ顔をして居るが如きは、實に憎むべき行為である。本條は即ち斯くの如き不徳漢に對する罰を定めたもので、此種の行為を爲した者は、一年以下

の懲役又は百圓以下の罰金若くは科料に處せられべきものである。

遺失物といふことに付いて尙一言を要するのは、遺失物と遺棄物との區別である。

遺失物とは即ち原所持て居つた者が權利を拋棄する意思の無い場合の物で、遺棄物とは之に反して、所持者が權利を拋棄した物即ち棄てた物である。

次に又「其他占有を離れた他人の物」とは、例へば遺留品即ち忘れ物、紛失物などで、紙屑籠に紛れ込んであつた百圓札を屑屋が發見して着服したやうな場合は即ち本條の罰を受けべきものである。

第二百五十五條 本章ノ罪ニハ第二百四十四條ノ視定ヲ準用ス
本章の罪即ち横領の罪には第二百四十四條即ち被害者の親族又は家族が竊盜した罪は之を免すか又、告訴ある場合に限つて之を罰するといふ規定を準用する。

第三十九章 贓物ニ關スル罪

第二百五十六條 贓物ヲ收受シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

贓物ノ運搬、寄藏、故買又ハ牙保ヲ爲シタル者ハ十年以下ノ懲役及ヒ千圓以下ノ罰金ニ處ス

贓物とは罪を犯して得た物のことで、此贓物をそれと知つて受取つた者は、三年以下の懲役に處せられる。罪を犯して得た物の中にも種々あるが、本條に依つて罰せられるのは、例へば窃盜の罪を犯して盗んだ物、欺詐取財の罪を犯して騙取つた物のことで、罪を犯して得た物でも、民法上所有權が移轉した物は、贓物とはいへない。

罪を犯して得た物でも、贓物と成らない場合とは、それではどんな場合であるか、一例を擧げて説明すると、これは例へば醜業婦が客から金を得つたやうな場合で、醜業其者は罪であるが、客から金を得つたことは民法上の正當の行爲で、それを受取ると同時に、所有權が自分の手に移つたのであるから、この場合は決して贓物とはいへないのである。

だから若し、是等の者に關して、運搬、寄藏、故買、牙保等の行爲をしても、その行爲は正當の行爲であつて、假令其運搬者、寄藏者、故買者、牙保者が、贓物であると信じて、その行爲をした場合でも、固より罪で無いことを爲たのであるから、決して罰を受けることは無い。

さて、贓物といふことの説明はもうこれで盡きた、さらば贓物を運搬、寄藏、故買、牙保とは、果してどんな行爲であるか。即ち運搬とは贓物と知つてそれを運搬ぶこと寄藏とは贓物を預つて且つ之を藏匿して置いたこと、故買とは贓物といふことを知つて之を賣買したこと、牙保とは其取次を爲たことである。贓物と知つて以上の行爲を爲た者は、十年以下の懲役及び千圓以下の罰金に處せられる。

第二百五十七條 直系血族、配偶者、同居ノ親族又ハ家族及ビ此等ノ者ノ配偶者ノ間ニ於テ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ其刑ヲ免除ス

親族又ハ家族ニ非ザル共犯ニ付テハ前項ノ例ヲ用ヒズ

直系血族（即ち父母祖父母子孫等）、配偶者、同じ家に居る親族又は家族及び此等の者の配偶者の間で、前條に掲げた贓物を受取又預つて藏匿し、贓物と知つて賣買し、又は之を運搬、取次したときには、特別に其刑を免して遣る。一例を擧げて、此場合を説明すると、

或る男が他人の家へ忍び込んで、物を盗み出すのを、其弟が受取つて、之を自分の妹の家へ運び、妹はそれを兄が盗んで來た者であることを知つて、之を密と自分の家へ隠し、自分の亭主の取次で親族の者に賣つたやうな場合で、普通の者なら、是等の行爲をした者は、罰を受けべきであるが、是等の者の間で爲たことは、特別に罰を受けないのである。

こんなことを許せば、罪を勸めるやうなもので、是等の事を爲ても罪に成らないといふことを知れば、盜賊とか何とか悪いことを爲る者は、成る可く其親族又は家族の者の力を借りて、餘計大きな悪いことを爲るに至るであらう、といふ者があるが、これは思ふに、杞憂に過ぎない。

それでは何故、是等の者の罪を罰しないかといふと、つまり是はこんな親子とか親族とかの間では、人情として、又其相互の關係上で據無く、斯ういふことをするのは免れないところであるからである。だから外の者が、是等の人々と一緒に前條の罪を犯した場合には、矢張り罰を受けることを免れない。

第四十章 毀棄及隠匿ノ罪

第二百五十八條 公務所ノ用ニ供スル文書ヲ毀棄シタル者ハ二三月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

公務所の用に供する文書とは、例へば役所の帳簿、又は届書、伺書、願書、其他公務所の事務について必要な書類の凡てを含むことと、之を毀棄するとは、之を焼くとか寸断々々にするとかして無くなして了つた場合は勿論、其紙は原の儘にしてあつても、其文字を眞黒に塗消すとか、半分だけを引撈るとか、其効用を無くなした場合をも含むことである。即ち斯くの如き行爲を爲た者は三月以上七年

以下の懲役に處せられるのである。

第二百五十九條 權利、義務ニ關スル他人ノ文書ヲ毀棄シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス

權利、義務に關する他人の文書とは、例へば請取證、貸借證書、注文書、などで、こゝには明言して無いが、同じく事實證明に關する書類をも含むものと、解釋せねば成らぬ。即ち斯くの如き他人の文書を毀棄した者は五年以下の懲役に處せられる。例之これは借用證文を引裂いて火に入れたやうな場合で、他の權利義務又は事實證明に關係の無い文書を毀棄しても、決して本條の罪には成らない。

第二百六十條 他人ノ建造物又ハ艦船ヲ損壞シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

建造物とは、雨風を凌ぐ爲に家根とか壁とかを設け地上に固く建て、ある工作物

のことで、家又は家に似たもの、總稱である。他人の建造物即ちこれ等の家とか家に似た物又は軍艦、汽船、其他の舟を損壞した者は五年以下の懲役に處せられる。

損壞とは是等のものを損じた場合及び壞して了つた場合の二つを含むもので、假令全然之を壞して了はなくとも、汽船ならば其機關を壞すとか、又家なれば其柱を引抜くとか、つまり汽船又は家として、用に立たないやうにすれば、即ち損壞の行爲があつたものである。

而して是等の行爲に因つて人を死なしたり又傷をさしたりしたときは、其人數の多い少いを問はず之を罰せられる。即ち法律は斯かる者の罪を人を傷けた者の罰と比べて重い方の罰を加へることにした。

水雷を以て船を壞して乗込員乗客などを死なしたり傷をさしたりした者は、此場合の一例である。

第二百六十一條 前三條ニ記載シタル以外ノ物ヲ損壞又ハ傷害

シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス

前三條即ち第二百五十八條、第二百五十九條、及び第二百六十條に書いてある以外の物即ち例へば、垣根とか柵とか、又人の築いた庭とか、植木、又土地の境界の表、又他人の持つて居る器物などを損壊し又牛とか馬とか犬とか猫とかの家畜、其他の鳥獸などを傷けたり殺したりした場合は三年以下の懲役、又は五百圓以下の罰金若クは科料に處せられる。

第二百六十二條 自己ノ物ト雖モ差押ヲ受ケ物權ヲ負擔シ、又ハ賃貸シタルモノヲ損壊又ハ傷害シタルトキハ前三條ノ例ニ依ル

自己の物でも、差押を受けた物、又は物權を負擔した物、例へば質に入れた物を損壊、又は傷けた者は、矢張前三條に書いた例に依つて罰せられる。蓋しこれは

假令自分の物でも他人の物と同然と言はねば成らぬ有様になるからである。

それから又金を取つて人に貸した物、例へば借家の如きものを、損壊したり損じたり爲た時にも、矢張前三條に書いた例によつて罰せられる。これは亦假令自分の物でも、他人に貸してある以上は、これを無暗と損壊せば、其借主が大きに迷惑するから、前の場合同様、誠に當然のことである。

第二百六十三條 他人ノ信書ヲ隱匿シタル者ハ六月以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五十圓以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス

他人の信書を取隠して其本人に見せなかつた者は六月以下の懲役若クは禁錮又は五十圓以下の罰金若クは科料に處せられる。けだし他人の信書といふものは、實に大切なもので、其書いてあることの如何に依つては、之を隠された者が、どんなに害を被るか知れない。それが爲に大變な金銭を損することもあらう、親子の死目に逢はれないで悲むものもあらう。其他にも色々の害を受ける場合は、一々數へ盡くされぬ。本法が僅に信書を隠した罪を、斯くの如く重く罰するといふの

は實に此の所以である。

隠匿すといふのはつまり、隠匿す意思で隠匿すること、それが假令惡戯でも隠匿す意思でした以上は、矢張罰を受けねば成らぬ。蓋しいたづらでも何でも其害は同じことであるからである。

併し本條に所謂他人の信書とは、本人のまだ見ない信書のこと、一度見た信書は之を取り隠しても、本條の罪には成らない。併し或は窃盜として罰せられる場合があるかも知れない。信書といふ中には無論葉書も入つて居る。

第二百六十四條 第二百五十九條 第二百六十一條及ビ前條ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ズ

第二百五十九條即ち權利義務に關する他人の文書を役に立たなく爲た場合、第二百六十一條、即ち他人の物品又は動植物などを損わしたり傷けたりした場合及び前條の罪即ち他人の信書を取隠した場合は、害を受けた者から告訴があつた時に限つて、之を罰せられる。

餘論

さて、以上を以て予は不完全ながらも新刑法條文の講義を終はつた。今、本講義の終末に當つて、たゞ一つ予が感じた所を書いて見たい。

それは法律を知らないからといつて罰を免れることが出来ないといふ事で、予は此事に就いて何時もさう思ふ、何故世間の人は、法律を知らないで安閑として暮らして居るだらうか。假令一寸でも法律の書物を讀むことを爲ないで何故小説や貸本に憂身を窺すのであらうか、と。

實際法律を知らないで、世の中に暮らして居る程危険なことは無い、裸體で刃の降る中に飛込むのが、エライといつたつて、何といつたつて、法律を知らないで、平氣で居る人ほど大膽なエライ人は外に無い。

闇の夜に提灯を持たないで、田舎道を歩くものは、必ず田の中に陥つて了ふ。雨の日に傘を翳さないで、道を歩く者は、必ず濡れる。田の中へ陥ちることを知つて提灯を持たないやうな人が、世の中にあるものじや無い、濡れることを知つて、

傘を持たないものがあるものじゃ無い。法律にそむけば罰を受けるといふことを知り乍ら、其用意をしないといふ面白いことが何處にあるだらう。予はたしかに之を耶蘇没後の奇蹟であると思ふ。

それで、人に何故貴卿は法律を知らうとはなさらないのか、と尋ねると、讀んだつて面白くないからです、といふ答を得た。面白く無いからといつて、罰を受けることを平氣で居るとは、驚いたものだ。予はたゞ驚いたものだといふ外は無い。呆れてもう外に言ふことは出来ないからである。

此本も刑法の講義をしたものであるから、決して小説本や何かのように面白くは無いが、どうか終迄一度は讀んで貰ひたい、讀んで貰ひたいといつたつて、それを何も別に一晩で讀んで貰はなくとも、一日でよんで貰はなくともよい。讀むのは何日かいつてもいいから、眞面目に之を讀んで、よく記憶へて置いて貰ひ度い。

予は諸君の利益の爲に、この事を一言して置くのである。

あゝ盗人が逃げた後で、繩を縛ふのは馬鹿のすることである。逃げて行く機會の

禿頭を捕へやうとするのは、智者のすることでは無い。予は日本人の全部が、一人も法律を知らない者が無い世の中に成つて、凡ての罪と罰が、人間の社會から、無くなつて了ふことの一日も早からんことを望んで居るのである。

明治四十年五月廿四日印刷
明治四十年五月廿七日發行

改正刑法註釋
定價金三拾五錢

不許複製

著者 大田資時

發行者 大葉久吉

發行者 吉岡平助

印刷者 青木弘

東京市日本橋區本石町三丁目十七番地
大阪市東區備後町四丁目七十八番地
東京市牛込區市ヶ谷加賀町一丁目十二番地

發兌

東京市日本橋區本石町三丁目
大阪市東區備後町四丁目

寶文館

類書濟經制法館文寶

在大學院 法學士 小川市太郎著 ● 改正刑 法 要 義 全上 一册 製定價金八拾五錢 郵稅金六	法學士 丸山 一男參助 ● 改正商 法 要 義 全上 二册 製定價金貳圓五拾錢 郵稅金貳拾	法學博士 毛戶 勝元共著 ● 法實 習 類 題 全洋 一册 製定價金六拾錢 郵稅金六	法學博士 跡部定次郎 ● 國際民商法 論 全上 二册 製定價各金貳圓 送料各金拾二錢	法學博士 毛戶 務元纂譯 ● 行政 法 原 理 全上 一册 製定價金貳圓八拾錢 送料金拾六	法學士 織田 光惠著述 ● 醫師の權利義務 全洋 一册 製定價金壹圓五拾錢 送料金八	法學士 市村 光惠著 ● 鑛業法令講 義 全二册 價定 並製金壹圓 送料金八	法學博士 織田 萬著 ● 法 學 通 論 全一册 價定 並製金壹圓七拾五錢 郵稅金拾六	大藏屬 主稅局勤務 竹内伊四郎著 ● 執 務 纂 要 全上 二册 製定價金貳圓五拾錢 送料金十	佐々木清之丞著 ● 法制經濟教授資料 全上 一册 製定價金七十錢 送料金八
---	--	---	---	--	---	---	--	--	--

類書濟經制法館文寶

在大學院經濟專攻 法學士 夏秋龜 一著 ● 最新經濟 論 全上 一册 製定價金壹圓五拾錢 郵稅金拾六	法學士 河津 暹著 ● 經濟教科 書 全上 一册 製定價金七拾錢 送料金八	法學博士 福田 德三原著 ● 日本經濟史 論 全上 一册 製定價金壹圓五拾錢 送料金十	東京高等商業學校教授 佐野善作著 ● 銀 行 論 全上 一册 製定價金壹圓貳拾錢 郵稅金拾	法學士 藤井宇平著 ● 人生及經濟 全洋 一册 製定價金六拾錢 郵稅金六	朝鮮協會 岩永重華著 ● 韓國實業指 針 全上 一册 製定價金壹圓二拾錢 小包料金拾貳錢	法學士 山内正暉著 ● 經濟教科 書 全上 一册 製定價金八拾錢 郵稅金六	中野 石 觀 象共著 ● 商業簿記 學 全上 一册 製定價金九拾錢 送料金八	寶文館編輯所編纂 ● 商業要項初 步 全洋 一册 製定價金參拾五錢 郵稅金六	山崎 繁 樹 著 ● 最新廣告 法 全洋 一册 製定價金貳拾錢 郵稅金四
--	--	--	--	---	---	--	---	---	---

寶文館發兌辭典

法學士 田邊慶彌編

法律經濟辭典

上製 定價 金壹圓
全一冊 郵稅 金拾錢

法制經濟を研究せんとするもの、先づ之が用語の意義に就きて知る所なくんば、爲めに正確穩當の解釋知識を得ること難し從來坊間一二の法律字典なきにあらざるも、或は其採集せる用語の範圍狭きに失し、或は法律學と密接の關係ある經濟學の用語に就き未だ一言も之が解釋を與へたるものなきは大に遺憾とすべし。本書茲に鑑る處あり、帝國の六法其他各種の單行法及遍く諸大家の著作にかゝる法律經濟の群書を涉獵して編述せられたるもの、意義精確而も簡明にして其大要を得たり苟も斯學に志す中學師範農工商業其他各種の専門學校の學生を始めとし、諸官衙市町村員吏及銀行會社等實業に従事するものに至るまで一本を備へざる可らざるの良書なり。

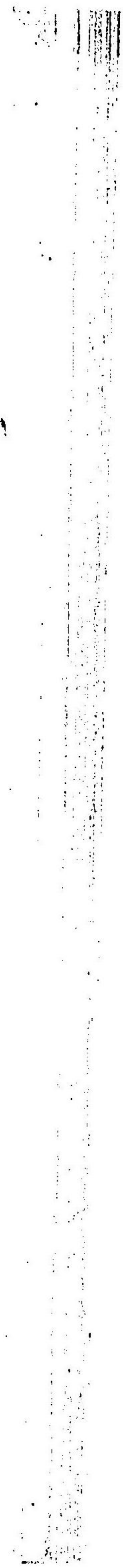
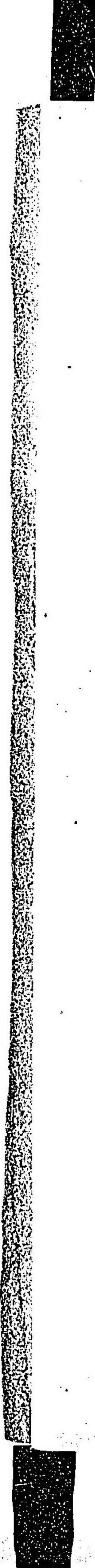
寶文館發兌書類

文學士 吉田靜致著 ● 倫理學要義 全一冊 定價金壹圓八拾錢 郵送料金八錢	文學士 守月 晃著 ● 倫理學通論 全一冊 定價金九拾錢 郵送料金八錢	文學士 朝永三十郎著 ● 哲學綱要 全一冊 定價金壹圓貳拾錢 郵送料金八錢	文學博士 芳賀矢一 著 ● 夢 全一冊 定價金八拾錢 郵送料金八錢	文學博士 福來友吉著 ● 心理學講義 全一冊 定價金貳圓五拾錢 郵送料金拾六錢	伊賀 駒吉 著 ● 心理學原論 全三冊 定價金三拾六錢 郵送料金七拾六錢	伊賀 駒吉 著 ● 心理學要義 全一冊 定價金拾六錢 郵送料金拾六錢	理學博士 齋田功太郎著 ● 植物學講義 全一冊 定價金貳圓六錢 郵送料金拾六錢	理學博士 佐藤禮介著 ● 實物學講義 全一冊 定價金壹圓六十錢 郵送料金拾六錢	理學士 志田順治 著 ● 實物學講義 全一冊 定價金壹圓六十錢 郵送料金拾六錢	文學士 高桑駒吉著 ● 東洋大歷史 全三冊 定價金壹圓貳拾錢 郵送料金八錢	文學士 高桑駒吉著 ● 東洋歷史講話 全一冊 定價金壹圓貳拾錢 郵送料金八錢	文學士 高桑駒吉著 ● 東洋歷史講話 全一冊 定價金壹圓貳拾錢 郵送料金八錢	文學士 村川堅固著 ● 西洋歷史講話 全一冊 定價金壹圓貳拾錢 郵送料金八錢	文學士 村川堅固著 ● 西洋歷史講話 全一冊 定價金壹圓貳拾錢 郵送料金八錢
---------------------------------------	-------------------------------------	---------------------------------------	-----------------------------------	---	--------------------------------------	------------------------------------	---	---	---	---------------------------------------	--	--	--	--

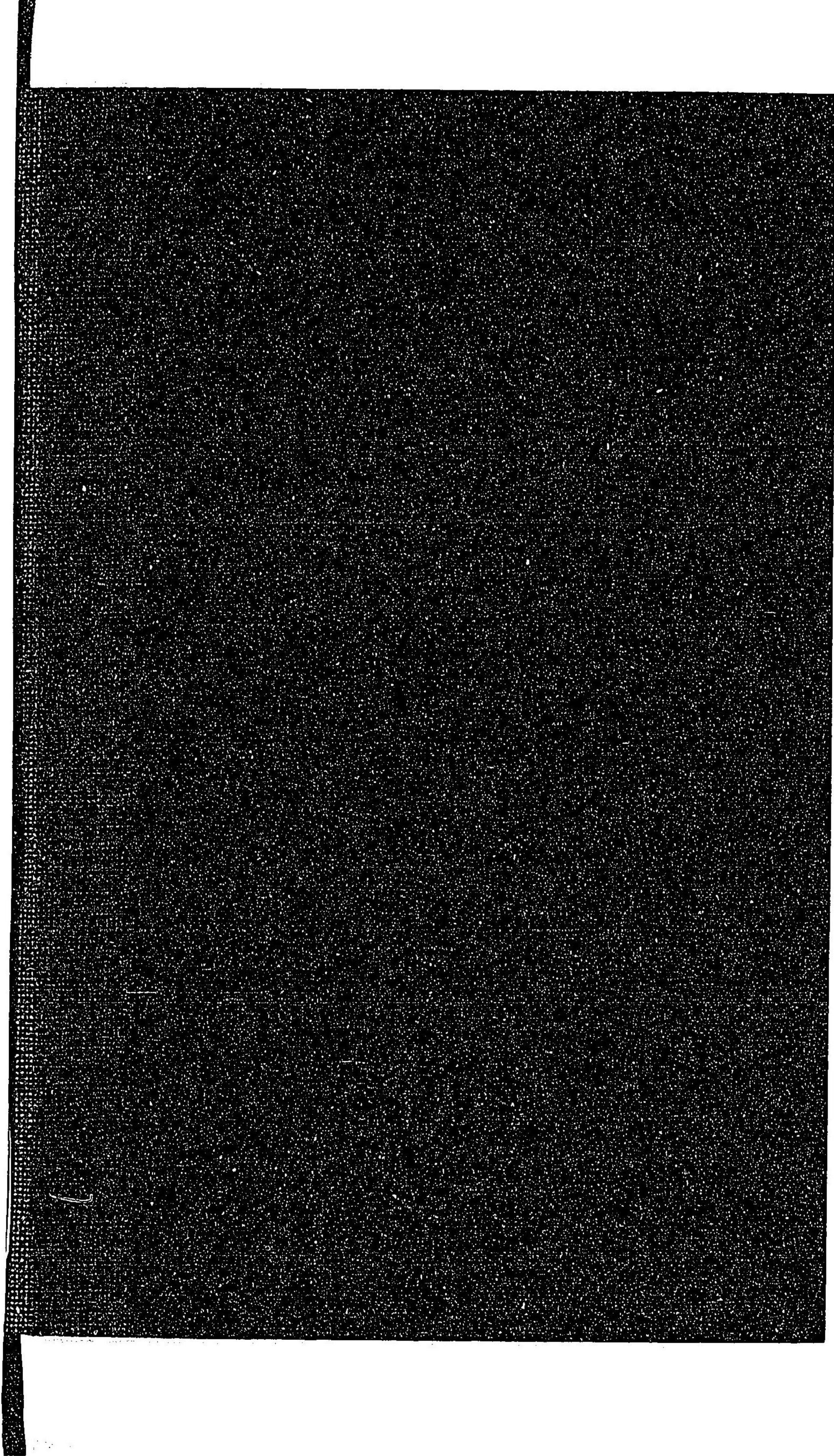
實文館發兌書類

山本庫太郎著 ● 諸官立 校入學受驗準備書	堀越千代子著 ● 和洋裁縫教本	野原利作著 ● 家庭禮儀作法の技折	竹島茂耶著 ● 模範教育 我家的新家庭	櫻府隱士著 ● 在米成功の日本人	岸高丈天著 ● 應用理化學	井田竹治著 ● 學生旅行 皇陵巡拜日記	文學士内海月杖作 ● わかれ	竹内松治著 ● 新式漢文捷經初歩	竹内松治著 ● 新式漢文捷經	服部躬治著 ● 新式青年書翰文	服部躬治著 ● 新式女子書翰文
全洋一册裝 送料金六拾錢	全和二册裝 郵稅各金五拾錢	全和一册裝 送料金八拾錢	全洋一册裝 郵稅金六拾五錢	全洋一册裝 郵稅金六拾五錢	全洋一册裝 送料金四拾錢	全上一册裝 送料金六拾五錢	全上一册裝 送料金八拾錢	全洋一册裝 送料金四拾錢	全洋一册裝 送料金四拾錢	全洋一册裝 郵稅金四拾五錢	全洋一册裝 郵稅金四拾五錢

252
899







特14

162

改正刑法註釈

太田資時

国立国会図書館

035535-000-0

特14-162

改正刑法註釈

太田 資時 / 著

M40

BBP-0077

